

予算審査特別委員会 第2号

平成25年3月12日(火曜日)

○議事日程

- 1 議案第 1号 平成25年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員(10名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 鶴谷 啓一 君 | 2番 岩間 修身 君 |
| 3番 中村 光広 君 | 4番 本間 鉄男 君 |
| 5番 堀 清 君 | 6番 高野 俊和 君 |
| 7番 木村 輔宏 君 | 8番 真貝 政昭 君 |
| 9番 工藤 澄男 君 | 10番 逢見 輝統 君 |

○欠席委員(0名)

○出席説明員

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 副 町 長 | 田 口 博 久 君 |
| 教 育 長 | 成 田 昭 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 小 玉 正 司 君 |
| 会 計 管 理 者 | 白 岩 豊 君 |
| 財 政 課 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 民 生 課 長 | 佐々木 容 子 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 佐 藤 昌 紀 君 |
| 産 業 課 長 | 村 上 豊 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 本 間 好 晴 君 |
| 幼 児 セ ン タ ー み ら い 所 長 | 宮 田 誠 市 君 |
| 教 育 次 長 | 山 本 耕 弘 君 |
| 総 務 係 長 | 五 十 嵐 満 美 君 |
| 財 政 係 長 | 高 野 龍 治 君 |

○出席事務局職員

事務局 長

議事係長兼務総務係長

藤 田 克 禎 君

和 泉 康 子 君

開議 午前10時00分

- 議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。
ただいま委員10名の出席でございます。
説明員は、副町長以下13名の出席をいただいております。
以上でございます。

◎開議の宣告

- 委員長（鶴谷啓一君） ただいま10名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

- 委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号ないし議案第6号

- 委員長（鶴谷啓一君） それでは、平成25年度古平町一般会計予算歳出から質疑を行います。
82ページから83ページ、1款議会費について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、2款総務費、84ページから105ページまで質疑を許します。

- 6番（高野俊和君） 幾つかありますけれども、まず初めに87ページをお願いします。87ページの11節、町広報紙印刷製本費でありますけれども、先日町内の役員さんに、広報紙ふだん白黒ですけれども、2月号、成人式の写真が写っているやつですけれども、それはカラー刷りになっておりましたけれども、聞かれたときに、多分経費節減のために白黒にしたのだと思うけれども、今回カラーになっているのは成人式のためではないかというような説明をしましたけれども、実際には私もよくわかっておりませんでしたけれども、これはたまたま成人式ですからカラーにしたという、そういう説明でいいのでしょうか。

- 総務課長（小玉正司君） ただいまのご質問でございますけれども、質問のとおり、正月号、成人式、そういうことでカラーにしてございます。

- 6番（高野俊和君） ということは、1年に1回、成人式のときだけ、この行事のときだけカラーということでもいいのですよね。

- 総務課長（小玉正司君） 先ほどおっしゃったとおり行革のときに聖域なき行革と、そういうことで一般財源がかかるものについてはある程度削減したと。ただ、古平町だけでなく、ほとんどと

うか、大半の町村が白黒が実態でございます。ただ、長年成人式については、親御さんもいることですし、そういうこともありましてカラーにしています。ただ、1年間でさまざま行事ありますので、カラーにふさわしいものあれば予算の範囲内でカラーをやっている実績もありますので、これからもそういう考えであります。

○6番（高野俊和君） 次に、91ページの企画費、14節、バスの待合所ですけれども、このごろ見えていませんけれども、先日余市方面から来るバスの停留所が変わったと思うのですけれども、それは今回冬に雪が多かったため停留所が変わったということで、もう直っているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 中央バスの待合所、美国、積丹方面の待合所ですけれども、これにつきましては、12月の子供たちが冬休みに入った直後だと思えますけれども、私どもも承知してなくて、中央バスから電話あったのがあしたからバス停を移動すると、そういう急なお話でした。その理由につきましては、子供があそこの停留所で待っていたと、だけれども運転手さんが雪山で見えなくて、そのまま通過してしまったと、そういうことで親から電話があって、中央バスで検討した結果、マルカさんのところにバス停を移動したと、そういうことらしいです。ただ、我々も、公共交通として唯一の公共交通機関でありますので、その辺もう少し早く連絡をもらいたかったと、町民にもお知らせしたかったと、そういうふうに言いまして、中央バスのほうも申しわけなかったと、そのような経緯ございました。

○6番（高野俊和君） ということは雪が解けるともどどおりに戻ると、こういうこと、もう戻っているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 中央バスの考えにつきましては、移設したマルカさんの前がベターではないかと、そういうことで、あのままもとには戻らないと、そういう状況でございます。

○6番（高野俊和君） 105ページまででしたか、負担金補助及び交付金のところまでよかったですか。

（「いい」と呼ぶ者あり）

○6番（高野俊和君） 19節負担金補助及び交付金のところでお伺いたします。

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○6番（高野俊和君） 済みません、ページ数ちょっと違いましたので、終わります。

○4番（本間鉄男君） 91ページの14節の先ほどのバスの待合所の借り上げについてなのですけれども、これは今までもとでいうかどやさんのところを待合所として借りていました。だけれども、マルカさんのところに今後ずっとバス停が変更になるということは、これは今までどおりのかどやさんの場所を借りるということなのか、それともマルカさんが、今クロネコヤマトのところあいていますよね、そういう形で待合所として借り受けるのか、その辺はどうなのでしょう。

○総務課長（小玉正司君） バス停の待合所の件でございますけれども、まず中央バスとしては自分たちでは設置はしないと、そういう答弁でございました。あと、今のかどやさんのところを町が借りている形になっています。それから、中央バスから3分の1、12万円ほどいただいて、町で24万と、そういうことで36万円で毎年借りてございます。これにつきましては、中央バスのほうは状況を見ながら今後考えたいと、町といたしましても、場所移動になりました、それからバスに乗る

人数として積丹方面に向かうよりも余市方面、待合所がない状況もあると、そういうことでたまたま今まで中学生、小学生、それから幼稚園、昔花の木幼稚園があったころ、そういうこともあってあそこを役場でも待合所としてお借りしていますけれども、当面25年度は中央バスも負担金は町に対して支払うと、そういうお話は聞いてございますので、状況を見ながら25年度中に判断したいと、そのように考えています。

○4番（本間鉄男君） 今の課長の答弁であれば、今後不便さということになれば、やはり一考しなければならないのかなというように思いもいたします。

次に、次のページの職員研修ということなので自治大学の研修負担金ということなのですけれども、昨年たしか出していたのかなと思うのですけれども、ことしこれは1名の部分かなと思うのです。期間とか、そういう詳細がわかりましたらお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 自治大学校の研修でございますけれども、町の方針としてはまず2年に1度実施したいと、そういうことで、23年度に実施しましたので、次は25年度ということで、期間が今のところ予定では予算見積もり時点では5月9日から7月17日までの70日間と、そういうことで予算計上してございます。あと、日程につきましては今後詰めたいと思っておりますけれども、5月がだめであれば10月、12月と、そういうこともございますので、今後行く本人の都合がございまして、その辺検討したいと思っております。

○4番（本間鉄男君） 次に、95ページの交通安全推進費ということで、交通安全指導員報酬が20万7,000円ということでちょっと減額になっております。これは、一応今までですと10名の指導員の予算ということで組んでいたと思うのですけれども、今回これでいうと1名分減額ということで、9名も今まで現実としては6名ぐらいだということなので、予算的に1割カットしたというような捉え方でよろしいのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） おっしゃるとおり、今回は9名ということで見積もりをいたしました。現員は7名ということで、毎年不用額若干出ている科目でございます。お一人かお二人増員できればということで、今回9名ということで見積もりました。

○4番（本間鉄男君） 次に、99ページの戸籍住民基本台帳の中の備品購入ということなので、ちょっと私聞き慣れない機械の名前なので、できれば詳細に説明願いたいと思うのですけれども、18節の契約機購入費とありますけれども、契約機って具体的にどのようなものなのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） こちら契印機となります。物としては、2枚以上の住民票ですとか戸籍を発行する場合にホチキスどめだけではなくて記号ですとか日付を細い穴であけて、ホチキスをすると同時にその細い穴を全ての枚数で……

（何事か言う者あり）

○民生課長（佐々木容子君） 契印機です。割り印の役目をします。ホチキスだけですと足したり抜いたりということで改ざんの恐れがあるということで、細い穴を全てのページにあけることによって改ざんを防止するというので、契印機今も使っておりますが、かなり型が古くて支障がきているということで、今回入れたいということで予算のほうを上げております。

○3番（中村光広君） 89ページ、13節町有建物除排雪の件ですけれども、町有建物というのは全

てでしょうか、どの範囲まで、町営住宅とかの除雪も入っているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君）　ここでいう町有建物は、財産管理で見ているのは役場庁舎、それと各集会所、それから旧消防庁舎の車庫、それから歌棄のトンネル出たところの旧開発の庁舎だけです。

以上でございます。

○3番（中村光広君）　予算で300万というふうについておりますが、雪が何センチ以上積もったときとか、どういうときを基本にして考えているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君）　屋根の場合、道路と違って毎日出るとかそういうことでなくて、雪の状況、屋根の状況、そういうことで危険がないよう、そういうようなことを考えながら委託してございます。

○3番（中村光広君）　そうしましたら、その状況を見る担当の方の見方によって変わると思うのですが、危険な状況とかそういう状況のときに入るのでしょうか。普通見たときに見方によっては危険なふうに見える方もおりますし、この程度なら大丈夫だと思うような方もいると思いますが、その辺のことはどういうふうに考えているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君）　当然人によって見方は違いますでしょうけれども、上司、係長、課長も私もおりますので、その辺バランスを見ながら考えてございます。

○3番（中村光広君）　次に、91ページの13節、ホームページ更新管理委託料25万2,000円、このたび3月にホームページ更新ということで計上されていると思いますけれども、この1回きりでしょうか、それとも毎年毎年更新のたびにかかるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君）　ここでいうホームページの更新の管理委託料、きのうも答弁ございましたけれども、3月27日、この日をもって新しいホームページになると。そういうことで、新年度につきましては、ここでいう委託料は我々素人では直し切れない新しいページの追加だとか、そういうものは委託業者をお願いしたいと。ただ、そういうことで委託方法にもさまざま単価契約もございますし、1年間これをお願いするというやり方ありますけれども、4月からなるわけでございますけれども、もう少し考えて、どのような方法でいいかとちょっと思案中でございます。

○3番（中村光広君）　ホームページをつくるときに、当初初期段階ではかなり難しいものだと思います。一度ホームページつくってしまえば、その後の更新というのはかなり簡単にできるというか、素人でも勉強すればできると思いますが、職員さんの中で担当者をつくるなりしてやるという方向は考えていないのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君）　当然に担当の職員はおりますけれども、ここでいう日々の更新は職員でできるそうです。ただ、日々の更新だけでなく、新しく行事やったり、新しくお知らせしたいと、そういうプロでなければできない部門の委託料でございます。

○7番（木村輔宏君）　確認になろうかと思うのですが、一つ二つ。91ページのバス待合所、ことしはいいですよと、来年は中央バスがだめになりますよと、大体そうだろうと思うのですが、それについてまたことしと同じように36万という金額であそこを借りるのか。また、逆に言うところでは不便になりますよね、そのときの対応としてはさっきの答弁ですと新しいものは作りませんということになるのでしょうかけれども、ちょっと不便だなという気がする。そういう対策的な

ものはことしは無理としても来年あたりは考えなくてはいけないと思うのですけれども、どう思いますか。

○総務課長（小玉正司君） その辺の問題が利用者の数だとか、それと昔とは違って、先ほど言いましたとおり昔は幼稚園の子供たちがあそこで待っていたと、それから中央バスも中学生何人利用しているとか、そこまでも調べているみたいです。そういうことで、我々も利用の実態を見ながら25年度で結論を出していきたいと、そういうことでございます。

○7番（木村輔宏君） 次に、99ページ、ちょっと私わからないのでお聞きするのですけれども、除籍マイクロフィルム和紙再生業務委託料145万7,000円、金額は別として、和紙を使うというということが必要なのか、和紙でなくて違うものがあるのか、全くわからないのでお聞きするのですけれども。

○民生課長（佐々木容子君） そもそも除籍のマイクロフィルム和紙再生業務なのですが、今生きている戸籍という言い方は変なのですが、戸籍がその中に載っている方全て亡くなったりとか、町外へ行ったりということになりますと、その戸籍は除籍というふうに名前が変わります。その除籍は現在法律で150年保存するようになっていることが決まっています、古平は現在使っている戸籍も和紙で、紙で使っているのですが、それから150年ということになりますともつわけがないということもありまして、それを現在ありますものをマイクロフィルムに撮りまして、そこから和紙に印刷をするということで、普通紙よりは和紙のほうが紙の傷みも少ないということで和紙を使った形でやっております。

○9番（工藤澄男君） 私のほうからは選挙関係についてお伺いします。

まず、103ページと101ページのポスターの掲示の件なのですけれども、参議院と町長選挙の委託料の値段が違ってきますけれども、これはどういう理由ですか。

○総務係長（五十嵐満美君） ポスター掲示板の設置撤去委託料になりますが、参議院の場合区画数が大変多くあります。立候補する人数によりまして長くなりますので、その分資材とかも使うことになります。町長選挙の場合は、今回4区画で発注しておりますけれども、4区画と8区画とか12区画になりますと使っているたつきですとか資材の量も違ってきますので、料金が違ってくるとい形になります。

○9番（工藤澄男君） 確かに大きさは違いますが、私の経験からいくとそんなに差はないように思いましたので、今質問したところです。

それから、もう一点選挙関係なのですけれども、選挙管理委員会委員ってありますよね、これは何名くらいいるのかと、そのほかに投票立会人とか、そういう中にこの人方も含まれているのか教えてください。

○総務係長（五十嵐満美君） 選挙管理委員会の委員につきましては、委員長1名と委員3名で現在4名おります。4名定数で置いております。投票管理者については、選挙管理委員とは全く別で、選挙権を持っている方の中から投票管理者をその選挙の都度選任しております。立会人に関しても同じです。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鶴谷啓一君) ないようですので、総務費を終わりたいと思います。

次に、3款民生費、106ページから123ページまで、地域福祉センター指定管理料の説明資料もあります。200ページから201ページの質疑をあわせて許します。

○6番(高野俊和君) まず、111ページの老人福祉費なのですが、委託料、指定管理料といいますが、高齢者福祉温泉の優待券の分350万だと思えますけれども、これは古平町の75歳以上のお年寄りに22枚つづりの優待券の分だと思えますけれども、町長の執行方針でも出ておりましたけれども、昨年度から温泉の入浴率が15%ほど落ちているということでありましたけれども、たしか新しくなる前は温泉に運営費という形で200万ほど補助をしていたと思うのですが、今後指定管理なのですが、その運営費みたいなものを補助するという考えはあるのでしょうか。

○産業課長(村上 豊君) 補助との関係なのですが、運営状況を見て、それによって、契約条項の中にありますので、それに応じて支払いするという形になっています。

○6番(高野俊和君) ということは、これからまた入浴率が下がると補助をするということもあり得るということ、そういうことなのでしょうか。

○産業課長(村上 豊君) そのとおりです。

○6番(高野俊和君) これは私の考えなのですが、もし温泉のほうにそういうことでまた補助、応援するということがきた場合に運営費という形ではなくて、例えば応援するという意味では入浴者をふやせばお互いにいいわけですから、今まで75歳の優待券ですが、年齢を例えば70歳以上に下げるとか、そういう工夫をすると古平町のほうも指定管理のほうも少しは潤うのではないかと、要するに側面のほうから応援したほうがいいのではないかとというふうに考えておりますけれども、そういう考えはあるのでしょうか。

○産業課長(村上 豊君) その面はまだ検討しておりませんので、今後温泉の集客を図るために、今指定日金曜日なのですが、それらのものを木曜日とか、そういうふうな形で一応協議して変更していきという形で利用を図っていきたいと思っております。

○6番(高野俊和君) 次に、119ページの幼児センター、7節の賃金なのですが、これは特別支援臨時保育士賃金443万6,000円ほどあるのですが、これはたしか昨年廃止された制度で、年間121日で2名分というふうに記憶していたと思えますけれども、合っていますか。

○産業課長(村上 豊君) そのとおりでございます。

○6番(高野俊和君) この保育士は、昨年聞いたかどうか分かりませんが、一般の保育士と仕事内容というのは違うのでしょうか。

○幼児センターみらい所長(宮田誠市君) 一般の正職員と仕事内容は同じでございます。ただ、違うのが勤務時間が15分ほど短い勤務体系でもって働いていただいています。

○6番(高野俊和君) ということは、保育士の資格は当然持っているのでしょうか、そのほかの特別な資格があるという保育士ではないということですか、一般の保育士と同じで、ただ時間が短いというだけですか。

○幼児センターみらい所長(宮田誠市君) 普通の保育士と同じ保育士の免許あるいは教諭の2級

の免許を持っていて特別支援に当たっているという、特別支援の免許は特に持ってごいません。
○6番（高野俊和君） それと、もう一つ、ここでいう幼稚園の養護教諭というのは古平小学校から来ている養護教諭ですか。幼稚園にはいないと思うのですけれども、古平小学校の養護教諭でしたか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 小学校の先生ではなくて、町内で養護教諭を持っている人を1週間に半日勤務の2日ぐらい、例えば運動会、それから動物園見学、いろんなそのような行事があったときに養護教諭の先生がいたら対処できるということでもって、小学校の先生ではごいません。

○7番（木村輔宏君） 121ページにベッド購入ありますよね、関連としてもう一つしゃべりますけれども、今までは要するに下に寝ていたと、これがベッドを使うという、これはアンケート的に人数が例えば10人いたら7人がベッドで寝ているから、そっちにするのか、それとも指導方針としてこういう形に変わってくるのか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 25年度のベッド購入につきましては、指導方針が変わったということではごいません。今長時間の園児は当然昼から午睡、お昼寝するわけで、それに使っている布団、この間ずっと入れかえはしてごいませんでした。それで、上にかける布団を下に敷いたり、いろいろ工面していたのですが、今回は満度50人分のベッドを購入するというので、そのベッドについても管内でいうと寿都あるいは小樽の市立の保育園などの例をとって、今一番使われているいいベッドということでもって購入を求めてごいます。

○7番（木村輔宏君） ということは、私の記憶でいくとベッドを使っているという保育園とかというのは余り聞いたことがないのです。ということは、一度、東京かどこかちょっと忘れましてけれども、ベッドから落ちて補償問題で非常に何かもめたという記憶がちょっとあるのですけれども、そういう安全面のことも考慮しながらベッドを使うということになりますか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 大変済みません、説明が大変不十分で。ベッドといっても普通の家庭にあるようなベッドでなくて、高さが10センチぐらいです。それで、普通の敷き布団の子供が寝られる程度の大きさで、10センチぐらいの高さの下が空洞になっていて、上がレザー張りになっていて、夏だと涼しく寝られるというような、敷き布団と思ってくれれば結構でごいます。

○7番（木村輔宏君） 115ページ、これは去年あたりも聞いたのか、ひとり親家庭医療扶助費という、これは母親といるひとり親家庭ということで、父親の場合はだめなのですか。

○民生課長（佐々木容子君） ここでのひとり親は母と子、それから父と子、どちらの世帯も該当になります。

○9番（工藤澄男君） 111ページの委託料でちょっと確認なののですけれども、前にたしか1度聞いたことあるのですけれども、ちょっとど忘れしましたので、高齢者の緊急通報装置保守委託料とありますけれども、これは何名だったですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 緊急通報装置、町で所有しているものが11、それからレンタルするものが36、それから新規増設300が入ってしまして、50用意してごいます。

○9番(工藤澄男君) そしたら、これ全部現在使われているのか、それともこのうちのどの程度使われているか聞きたい。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 24年の10月現在の数値なのですが、42名の方が利用しております。

○9番(工藤澄男君) わかりました。

それでは次に、115ページのやはり委託料で除雪サービス委託料とありますけれども、この件数は何件だったでしょう。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 24年の実績が54件になります。それから、23年度が50件でした。それから、22年度が52件でした。今回予算では55件を予定しております。

○9番(工藤澄男君) このサービスは非常にいいことなのですが、私いろんな人から聞きますと喜んで人と逆に怒っている人と両方あるのです。それなぜかという、道路除雪をやっている最中に除雪したり、それから先に玄関前だけ除雪ぱっとしてしまうものですから、その後除雪車が来てがばっと置いていくと、そしたらせっかくやってくれたものが結局何の意味ないと、かえって逆に苦勞するとか、よその人を頼むという話をよく聞くのです。ですから、例えばそういう業者さん同士でうまくやりくりはできないものではないでしょうか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 現在の委託方法は、役場から社協のほうに委託をしております。社協のほうで実際に直接除雪ということはできないので、町内の建設業者のほうのお手伝いをもらいながらやっている状況なのですが、現在1社のお手伝いをいただいてやっているのですが、委員おっしゃられるとおり、そういった事例も直接うちのほうでもお叱り等を受けている例もあります。朝早くから実施していった後半戦終わるまでに何時間かかかりますので、どうしても順番にやっていく関係上、委員おっしゃられるような事例というのは発生しております。その件について、今後1社だけでなく数社とか、あと単価の契約の関係もありますので、もっと便利に使っていただけるような方策というのは考えていきたいと今検討中であります。

○9番(工藤澄男君) 今何社かということでは答弁ありましたが、実際にそういう高齢者の方々に聞きますと、今来たなと思ったら、1分か2分でもういない状態も結構あると、そしたらほんのちょっとだけぱっとやってぱっと帰ると。ということは、恐らく長くやっているとならば単価が合わないからだというふうには思いました。今課長答弁したとおり、きちっと今後ともやっていただきたいと、そう思います。

それから、もう一点だけ、ちょっと私わからない部分がありましたので、117ページのこれも委託料なのですが、北しりべし相談支援事業委託料とありますけれども、この仕事の内容は何ですか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 北しりべし相談支援事業委託料ですが、平成24年の法改正によって相談支援について充実しなさいということになりました。それで、町内に相談支援事業所、委員の皆様方が理解しやすい例えで言いますと、介護保険事業でサービスを受けるためにケアプランというものを作成した上で計画的にサービスを受けるということになってはいますが、それと似たような感じで障害者支援サービスについても計画をつくって計画的に支援を受けてもらうというシステムに変わってございます。町内に2事業所が相談支援事業所として登録していただいているのです。

が、この委託料については各町内、古平町でいけば2事業所なのですが、都会なんかに行くと十数カ所だとか、何十カ所もそういう事業所が出てきますので、それらの事業所を束ねる役目、それから自立支援協議会、利用者のその町での状況、困り事がないのかどうなのかということ話し合う自立支援協議会だとかそういうもの。事業所を束ねる役目、それから自立支援協議会の役目を果たす、それから事業所、役場には話せない相談事等があったらそこでも受け入れる。総合的な相談支援をする場所として、本町2事業所しかありませんので、これを北後志5町村共同で余市にある相談支援事業所のほうに委託をかけて、北後志5町村の総体的な相談支援を行ってもらうための委託料であります。

○3番(中村光広君) 113ページ、12節のタッチエムデータ処理手数料というのがわからないので、教えてください。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) このタッチエムですが、簡単に言いますと認知症の判定をする一つの方式であります。ごくごく一般的に皆さんがご承知なのは長谷川式というものだと思いますが、このタッチエムというのは開発業者と北大のほうで共同開発しているもので、本町では健診のときに高齢者に対して生活機能評価とかする場面があります。そのときに、このぐらいの大きさの器械で、出たものになぞって押したりとかそういうことをする器械で、それから空間認識の度合いをはかるのに非常にすぐれている器械だということで、北大のほうから古平町でこれをやってみませんかということで、試験的にやっております。その器械自体は、ほかの市町村では実用化して使っているところもあります。古平町においても今後どうしましょうかという話になりまして、器械については無償で貸していただけるということなのですけれども、その器械が当初からの器械なもので、解析が画面上でしかできないのです。データとして紙ベースで残すことができないというか、紙ベースではレシートみたいなものしか出てこなくて、それをもうちょっと詳しくデータで残すために器械の中にあるデータを解析して、皆さんがわかりやすい紙ベースのデータ化するための委託料です。

○3番(中村光広君) ありがとうございます。

次に、111ページ、敬老会ですが、敬老会記念品代116万8,000円、これは何名の予定でしょうか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) この記念品代につきましては、まず25年度の対象者793名おります。それから、過去3年間の平均出席率を掛けまして、およそ233名の方が出席するのではないかというふうに予測しております。まず、記念品については喜寿、米寿の方に対して、91名対象者がおりますので、単価で3,500円程度のものをと考えております。それから、敬老会対象者793名全員分について1,000円程度の記念品を考えております。

○3番(中村光広君) この記念品というのは、敬老会に出席した方だけでしたか、それとも対象者全員に送るものでしたか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 記念品については、出席された方についてはその場でお渡ししております。欠席された方については、役場職員の協力を得てご自宅のほうに配っております。

○8番(真貝政昭君) 107ページの負担金補助及び交付金、上から4段目になりますけれども、古平町社会福祉協議会運営助成金の中身について説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 社会福祉協議会の運営助成金871万ですが、まず会長報酬で30万、それから局長の人件費2分の1分で392万9,000円、それから事務員の人件費4分の1分で90万、それから去年までございませんでしたが、25年度からボランティアコーディネーターというものを配置してボランティア活動を積極的に推進していくということで、そのボランティアコーディネーターの人件費4分の3で257万4,000円、それからもう一人事務員、2分の1で100万7,000円の人件費でございます。

○8番（真貝政昭君） その下の地域福祉センター費の指定管理料なのですけれども、ページ数でいくと201ページのほうに入ってきてまして、賃金の部分で25万計上されていますけれども、これについて説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 201ページ、福祉センターの指定管理料の7節賃金25万ですが、これについては管内清掃を行う臨時職員で、週3回ほど従事していただいております。それで、1回につき2時間程度で週3回ですので、年間で147日で計算してございます。

○8番（真貝政昭君） 次に、108ページです。元気プラザのほうに入ってきますけれども、4目生活支援ハウス運営費があります。この中の委託料、生活支援ハウス運営業務委託料について説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） これは、社会福祉協議会のほうから人員派遣をいただいている正職員の人件費……ちょっとお待ちください。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 申しわけございませんでした。

支援ハウスの委託料ですが、社協のほうから人員派遣していただいている正職員6名足す1名については4分の1。実質7名です。7名のうち1名については4分の1分だけです。それから、職員の休暇等の関係からパートの職員を充てておりますので、その人件費、月に大体3人くらいで合計で48日くらい、3名程度で48日くらいで考えております。人件費合わせまして約2,804万。それから、入居者に介護保険サービスとして提供している居宅ヘルプの収入、それからショートで受け入れている収入のほうで705万4,000円くらい収入がありますので、先ほどの人件費からこの収入を引いた798万7,000円を計上しております。

○8番（真貝政昭君） 派遣されている6名の平均的な人件費はわかりますか。総体でもいいです。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 一番低い方で340万程度、それから高い方で375万程度です。

○8番（真貝政昭君） 先ほど説明があった社協の人件費、局長が逆算して780万、事務員が360万、ボランティアコーディネーターが340万、それから事務員、その下だと思えるのですけれども、約200万、生活支援ハウスのほうに派遣されている方の人件費が340万から375万、これはそれぞれもろも

ろの諸手当含めた人件費という意味でしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃるとおり諸経費等を含んだ人件費です。

○8番（真貝政昭君） 以前過去の議会で福祉関係の労働者の賃金実態を調べていただいたときに、基準として公務員の賃金と比較していただいたのですけれども、その何割かという結果でありました。今回の予算を見てでも大分低いという実態がわかるのですけれども、この給与というのは何を基準にして決められているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基準については、労働基準法に基づいておると、また管内の社協の人件費、それぞれの立場での人件費とおよそ変わらない人件費になっています。

○8番（真貝政昭君） ちなみに、古平の福祉会の同内容の仕事をされている方たちの人件費と比べて実態はどうなのでしょうか、町内の福祉会のほうの人件費の給与体系というのは何を基準にして決められているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 申しませぬございませぬが、古平福祉会の業務別の人件費ということでは調査してございませぬ。全くもって私の感覚でしかないのですけれども、若干社協のほうが高いのかなという感覚的なことではございませぬ。

○8番（真貝政昭君） 漁協等の団体あるいは商工会などの給与を決めていくとき基準になるもとのものは公務員給与、平均的労働者の給与を参考にして決められるというふうに聞いています。介護関係の労働者の実態が低いというのは町の調べでもわかっているのですけれども、介護労働者の給与実態を引き上げていく役割というのは町側が握っているのではないですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 介護職員の人件費については、介護報酬のほうベースになってくるのかなというふうに認識しております。そういった点から考えて、今回の社協の人件費、事務的な職員、それから介護を行う職員であります、介護職員の方のほう若干高い、事務的な方について若干低いという状況ではあります。

○8番（真貝政昭君） 事務員または現場の労働者の賃金に比べて局長の待遇が高いのですけれども、この給与体系というのは何を基準に採用されているのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 局長については、事務方トップということで管理責任等ございませぬので、古平町役場の給与体系を基準にしてございませぬ。

○8番（真貝政昭君） 次に、108ページから110ページにかけて5目老人福祉費あります。扶助費で老人福祉施設扶助費が計上されていますけれども、これと報償費の老人ホーム入所判定会議委員報償費、関連があると思うので、説明をお願いしたい。老人福祉施設について、施設名がわかるのであれば名前と、それから対象の人数なりを説明お願いできればと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、111ページの扶助費ですが、これは余市にある養護老人ホームかるな和順のほうに3名の方が入所されております。この3名の方の施設利用料に対する扶助費であります。

それから、ページ数109ページの報償費、老人ホーム入所判定会議委員報償費ですが、これについては委員5名の方がおりますが、1名については担当課長が委員になっておりますので、予算上は4名の方の報償費です。平成20年に1回会議が行われて以降、入所判定会議は開かれてございませぬ。

○8番（真貝政昭君） 扶助費の中身ですけれども、本人負担あるいはこれの費用負担の説明をお願いします。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、扶助費のほうですが、事務費、それから一般生活費を合わせまして合計で1人年間約225万、それで3人分ですので、675万ほどになろうかと思えます。それに介護サービス加算がありますので、それを足して681万3,000円となっております。それから、本人のほうからいただいている負担については、所得段階に応じて決まっておりますが、1人の方については月2万2,500円、それからもう一人の方が3万4,100円、3番目の方については33万7,500円、合わせまして年間112万9,000円ほどいただいております。

○8番（真貝政昭君） 本人負担のほかに費用負担としてはどこか。町だけですか、681万3,000円全額町ですか。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） たびたび済みません。

まず、扶助費の681万3,000円、これについては町のほうで全額負担しております。以前国2分の1と4分の1というものがありましたが、現在は交付税措置化されておりますので、町で全額ということになります。

それから、施設に対する本人直接負担の関係については、おむつだとか、あとおやつ代だとか、本来のサービス外の部分については負担がございますけれども、この事業で行われている範囲内であれば負担はございません。

○財政課長（三浦史洋君） 補足になりますが、交付税化ということで交付税のほうの費目では高齢者保健福祉費のほうに入れております。密度補正ということで、養護老人ホームの処置人数何名ということで入れておまして計算をしております。幾らになるかというのはちょっと複雑で、今追っていけないので、一応入っているということだけご説明いたします。

○8番（真貝政昭君） せっかくなのでお聞きしますけれども、国で随分と事業で交付税化されていきますよね、その一覧というのがありますか。

○財政課長（三浦史洋君） 交付税のその年度、年度で何が交付税化されたという、例えば平成17

年度あたりに保育所措置の部分で公立の部分は交付税措置化されたとか、そういう年度に何というのはその年度の冊子を見て確認するぐらいで、一覧表というのはまだ目にしていません。

○8番（真貝政昭君） 114ページの介護予防生活支援対策費で委託料、配食サービス事業委託料について説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 配食サービス事業委託料については、現在元気プラザに入居されている方9名が利用されております。入居されている方というか、申し込まれている方は、お昼だけとか3食全部とか、さまざまございます。

○8番（真貝政昭君） 依頼先は、あの施設の中にある日清ということでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） はい、そのとおりです。

○8番（真貝政昭君） 120ページの幼児センター費で、第1階層が生保と、それから第2階層、第3階層が住民税非課税と住民税課税というふうになっていますけれども、この中のいずれかが生保と同様の扱いを受けられる階層だというふうに伺っているのですけれども、その説明と、もし対象となるのであれば、どういう家庭が対象になるのか、説明をお願いします。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） おっしゃるとおり、第1階層が生活保護世帯です。第2階層と第3階層は、所得税がかけられていない。町民税の関係で非課税世帯が第2階層で、そして町民税がかけられているのが第3階層です。第4、第5というのは、所得税がかけられている階層です。それで、おっしゃるとおり、第2階層、第3階層については生活保護世帯に準拠したような保育料の減額規定がございます。第2階層につきましても第3階層につきましても、例えばうちのほうの例でいきますと母子世帯、父子世帯、それらの世帯につきましては、第2階層の保育料についてはゼロ円です。それから、第3階層につきましても、大体半額ぐらいですか、そのような減額規定が条例の中でもってうたわれてございます。

○8番（真貝政昭君） 122ページの4目の乳幼児等医療対策費で扶助費621万が計上されておりますけれども、窓口負担が無料ということで済むのですけれども、これは医師会との関係もありましたけれども、範囲は限りなくどこまでもという状況でしたでしょうか、それとも余市、北後志あるいは小樽圏域までとかという範囲があるでしょうか。それと、もしあるのであれば、それを越える医療機関にかかった場合の患者側の作業なのですけれども、どういう手順になるのか、説明をお願いします。

○民生課長（佐々木容子君） 乳幼児の受給者証を使える範囲ですが、基本的に全ての日本中の医療機関が対象になりますが、受給者証を持ち込んで窓口で無料といいますのは古平、積丹、余市、あと小樽の一部の医療機関ということになりますので、例えば小樽でも使えない医療機関、あと札幌などでも使えないということになりますので、その場合は窓口で一時負担をしていただいて、その後役場のほうで償還払い、精算払いということで立てかえ分をお支払いするということになります。

○8番（真貝政昭君） そういう煩わしさを一切取り除くためには、圏外の医師会の承諾というか、そういう何か煩わしい問題があるのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） この乳児医療なのですが、道の補助事業ではありますが、町村によ

って拡大の内容が違うということで、今医療機関から直接町のほうへ請求が上がってきているという状況になります。その1件1件が煩わしいということで、窓口では対応しない、患者の方から直接医療費をいただいているという医療機関がかなり多いというのも事実でございます。方法といたしましては、今は国保連合会のほうを通過しない医療の取り扱いになっていますが、手数料はかかりますが、連合会を通すことによって本人たちの窓口での負担がないという方法もあるということで、今そちらのほうを検討いたしておる状態でございます。

○4番（本間鉄男君） まず最初に、確認なのですが、111ページの先ほどの老人福祉扶助の関係で、かるなの分で一人一人所得が違うのですが、たしか私以前記憶しているのであれば、入所者の家族の所得によって変わるのだというようなお話があったと思うのです。それでもって、家族でも同居家族ばかりでなく、兄弟だとかそういう人がほかにも所得が高いと所得の高いほうの基準でもって入所家賃が決まるというようなお話伺っておりますけれども、この3名それぞれ金額が違ってはいますが、その辺もう少し、そういう関係があるのでしたらお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 申しわけございません。ただいま個人個人の方の詳しい所得内容については、資料を持ち合わせてございません。

○4番（本間鉄男君） 個人の所得が幾らかという以前に、とりあえず例えばお年寄りが入所していますよね、基本的に。そうしますと、その子供たち、同居するばかりでなく、どこか離れていても、子供たち、兄弟の所得によって入所家賃が決まるというようなことがたしか以前あったのですが、そのまんまそういうものがこれに反映されているのか、そういう1点と、それと所得によって家賃体系がどのようになっているかということで、今詳しいことはわからないのであれば、今の2つの質問のわかる部分でお伺いしたいと思います。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 家族収入の分まで算定されるのかどうかということについては、扶養義務がある方についてはその収入も算定内容になります。今回の今入所されている3名については、扶養義務者がおりませんので、個人の収入のみになっております。あと、それぞれの収入状況、それから収入階層の区分については現在資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

○4番（本間鉄男君） これ私個人的には誰々というのはよく存じていないのですが、入所している人方に子供たちがいると思うのです。まるっきりいないという場合には、生活保護基準とか、例えば年金か少ない場合にはそういう場合もあるでしょうけれども、結局扶養義務という子供たち、長男であろうが3男であろうが、扶養義務というのはあるのだろうと思うので、そう

しますとこれはそういう基準というの是一方でまだ生きているというか、例えば今子供たちが年金暮らしだと、そうするとその方の年金所得とかいうだけでこれ決まるのだろうかけれども、例えば扶養義務者がいれば、そういう所得でもって決まっていくという捉え方でよろしいのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） おっしゃるとおりかと思えます。

○4番（本間鉄男君） 次に、119ページの幼児センター費という中で賃金で臨時保育士賃金ということで443万6,000円のせていますけれども、先般も臨時職員2名という中で1名しかいなかったということで1名分減額していました。そういう中で、それで足りていたという言い方もしていましたけれども、臨時保育士を毎年のように賃金計上するのであれば、正職員として募集かければ安定して出てくるのかなという思いもあるのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 幼児センターの賃金の関係ですが、臨時職員保育士賃金443万6,000円、2名分、それから2段下の特別支援臨時保育士賃金、同じく443万6,000円、2名分。年度当初幼児センターは5歳児、4歳児、3歳児、それとゼロ歳から2歳児までの4クラスでもって幼児センターを運営しています。それぞれに正職員を配置しています。それで、その年によって入園する園児が体なり心の病気などでもって特別支援的な子供が入所したり、それからゼロ歳から2歳児の未満児の教室の入所児童が多い場合、そのようなことでもってその年々いろいろ職員の配置がえをしなければなりません。ということで、それぞれの部屋には正職員を宛がっていますが、それ以外の部分として特別支援を担当しなければならないと思われるような人件費部分2名なり、それから未満児の部屋に宛てがわなければならないような臨時保育士2名分というようなことでもって毎年同じような額を計上させていただいてございます。

○4番（本間鉄男君） 今の正職員が一応はいるという中で臨時保育士を2名ずつ毎年やっておりますけれども、結果的に大体毎年1名、そのぐらいは臨時職員採用していると思っておりますけれども、そういうことであれば逆に職員をふやして、もっとゆとりのある、そういう運営はいかがなものかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） おっしゃるとおりです。現状に至っては平成24年から正職員1名、今幼児センターには主任保育士あるいは保育係長というような職の者がいないのですが、全般を見る、それからいろいろな部分でもって手助けするというようなフリーの正職員を1名置いてございます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に4款衛生費、124ページから133ページまで質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 129ページの需用費の修繕費200万ついていますけれども、この内容を教えてください。

○民生課長（佐々木容子君） 火葬場費の修繕料ということで。

○9番（工藤澄男君） はい。

○民生課長（佐々木容子君） こちらは、火葬場排気筒、煙突がついてございますが、こちらのほ

うの内部が痛みが激しいということで、その交換のための修繕でございます。あの煙突はただの煙突ではなくて、内側にばい煙ですとかそういったものをこすためのものがついた特別な煙突でございますが、内部がかなり劣化しているということで今回見込んでおります。

○9番（工藤澄男君） それは煙突の部分だということでわかったのですけれども、三、四年前から、ホールから機械室に入るドア、あの修繕を何人かの方がかなり何回も直すように言ってきましたけれども、現在も戸は半分ぐらいしかあきません。それで、あそこの修繕ということは今まで何人かの人も言っていたし、私も何回も言ったのですけれども、全然直すような気配がないのですけれども、あれであればあそこで働いている人が一回一回出入りするのになんか半分ぐらいしかあいていないのです。だから、ああいうところをきちっと早く直すのも修繕費の中に入れるべきではなかったのかなと思っているのですけれども、どうでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） あの扉に関しては、おっしゃるとおり以前からなっています。あの扉自体が機械室と手前のほうをつなぐ扉ということで、かなり厚い重い扉になっていまして、その扉を支え切れなくて扉がずれて、全て開き切らないという状況になっておりますが、管理人のほうとも話しましたが、自分一人が移動する部分であるということと戸だけで済まないということで、あそこのほうはどういった形がいいのかということで検討している状況でございます。

○9番（工藤澄男君） 実際にそういうふうに言っているかもしれませんが、私と話しするときには、一応民生課のほうにはいつも頼んでいるのですけれども、全然やってくれないというようなことでありました。そして、実際にあの扉は鉄の扉で重いのはわかるのですけれども、あれは下のコンクリート部分というか、モルタル部分をちょっと補修すれば簡単にあくような気がしますので、しっかりもう一回確かめて、やっぱり作業のしやすいような扉にさせていただきたいと、そう思いますけれども、どうでしょう。

○民生課長（佐々木容子君） 改めて現場のほうを確認して、担当のほうとも検討していきたいと思えます。

○6番（高野俊和君） 今の火葬場の件ですけれども、火葬場の窯の整備費も出ておりますけれども、昨年火葬場の窯の調子が悪いということを知っておりました。ちょっと言葉は悪いですがけれども、はっきり言って焼きぐあいちょっと調子悪いのだということでありましたけれども、そちらのほうは直っているのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） ここでは定期点検ということで年に1度窯のほうを整備していますし、去年自体は燃焼の窯、再燃焼の窯の内側も直してということで業者さんたびたび入っていただいて、機械的なものに関しては異常なしというふうには聞いておりました。

○6番（高野俊和君） このことに絡んでちょっと質問していきたいのですけれども、これが予算になじまなかったら、委員長、とめてください。

総合的に火葬場の改築につきましては何年か前から話が出ておりますし、総合計画の中でも火葬場の改築というのはずっとのっておりました。懸案事項だと思います。昨年も町長さんにお話を聞いたときに、後志の5町村で連携してやりたいというような話もしていたと思うのですけれども、その後こちらのほうの話は進んでいるのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 昨年もやはり改築の話出まして、火葬場もう40年近いということでごまかしごまかし修繕しながらということですが、去年もお話出しましたが、近隣、余市町ですとか積丹町と合同の火葬場ということでお話は出ているのですが、なかなか状況的に進んでいないということになっております。

○6番（高野俊和君） 前にお話をしたときには、旧古平高校の跡地問題もいろいろ絡むので、その辺が解決をしてから話を進めていきたいという、そういう答弁でありましたけれども、旧校舎が今年度から高齢者住宅としてもう進んで来年度にはできるわけですから、こちらのほうも次に古平町としてやらなければならない大きな事業の一つだと思いますけれども、順番的には来年度あたりからこういう話も煮詰めていくべきだろうと思いますけれども、その辺の話はどうでしょう。

○民生課長（佐々木容子君） 現在の施設の老朽化からいきますと余り長く延ばせない問題というふうに考えております。去年の町長の答弁にもございましたが、財政的な部分もかなりあるかと思いますが、町単独で新設をするか、近隣町村との合同の形にするか、いずれにしても近い将来新設ということは必要なものと考えております。

○5番（堀 清君） 今火葬場のことでありましたので、環境整備委託料で12万ほど計上しているのですが、昨年すごく感じたのですけれども、火葬場の草刈りだとか、環境がすこぶる悪い状況の中でした。既存の花壇だとかに花木とか結構植えているのですけれども、そこら辺の管理が全然でした。そういう面では火葬場であってもきちっとした形の管理をし、できれば花壇等々も時期時期に開花できるような花等々、そういうものも植えてもらってきちっとした管理をしてもらうという中ではこの12万ではちょっと足りないと思いますのですけれども、そこら辺はどうですか。

○民生課長（佐々木容子君） 今回この12万4,000円の中には火葬場周りの草刈り、それから冬ですと屋根の雪おろし、あと昨年整備しました花壇のほうの苗の植えかえという一式がついてございます。今回ここでは火葬場だけですが、墓地のほうで墓地の草刈りのほうも予算は見えておりますが、去年は事務手続上1回だけの草刈りになってしまいまして、お盆までの間にかなり見苦しい状況続いたということで、ことしは例年並みに2回の草刈りということでもた整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○5番（堀 清君） 金額的なものができるというのなら、それで結構です。火葬場の担当者がよく言っているのですけれども、町の係の方が余り出入りしていないのだというようなことも聞こえてまいりました。担当者を責めるわけではないのですけれども、それはきちっとした形の中で管理、指導というものをしていかなければだめなので、そこら辺は常時火葬場開催のときにはきちっとした形の管理をしてもらいたいと思います。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁はいいのですか。

○5番（堀 清君） いいです。

○4番（本間鉄男君） まず、127ページの委託料ということでインフルエンザ予防接種委託料ということで、予防接種を受けている方がかなりおりますけれども、ことし意外とインフルエンザが古平町もはやって、まだ終息していないのかなという話の一部にありますけれども、これは自己負担もありますけれども、町の実績として予防接種何名受けたのか、これ町内、町外もあるのかなと思

うのですけれども。それと、実際に統計的にとっているかどうかわかりませんが、予防接種を受けたら、間違いなく100%かからないということはないのでしょうかけれども、軽く済むというようなこともあるのでしょうかけれども、実際に予防接種を受けて、かかったとかかからないとかという、そういうデータというものはあるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、予防接種の実績ですけれども、平成24年、65歳以上の方で748名の方が受けています。それから、1歳から12歳までの方で150名、それから13歳から18歳までの方で52名の方が受けております。23年度、同じ順番で688名、159名、48名、平成22年度で831名、132名、40名、過去3カ年の実績ですけれども、接種の実績は以上です。

あと、2つ目の質問の予防接種したにもかかわらずインフルエンザにかかった方の統計については、申しわけございません、とっておりません。ただ、ことしのA型については、掖済会古平診療所の久保田先生のほうからお話聞いたところによると、予防接種しても効かないようですねというお話は聞いております。

○委員長（鶴谷啓一君） 4款衛生費の質疑途中ですが、お昼のため1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4款衛生費。

○4番（本間鉄男君） 火葬場の件でお伺いしたいのですけれども、先ほどしっかりまだ決まっていないということで、余市町のほうに合同でというお話も以前に町長がされていましたが、火葬場の位置関係の問題がいずれ出てくるのではないかなと思うのです。ということは、現在の火葬場の余市町の位置であれば、古平町としては大変危険な場所に建っているということになると思うのです。ということは、あそこは今登坂車線もつくって、トンネルから出てすぐ右に入っていかなければいけないということで、そうすると上りがカーブになっていますよね、そういう中で古平町として、今の位置で改修ということになればそのままオーケーという考え方を持ちながら今後交渉していくのか、その辺はどうなのでしょう。

○副町長（田口博久君） そういったことも含めながら、これから単に余市との協議だけでいいか、あるいは単独ということも全て視野に入れながらトータルで考えていきたいというふうに思っております。

○3番（中村光広君） 1つだけ、127ページ、保健事業費、13節委託料、インフルエンザ予防接種委託料、先ほど昨年度24年度の接種人数、65歳以上748名、23年度、688名、22年度、831名ということでありました。これだけ古平町も高齢化が進んできておまして、年々お年寄りが増えてきているわけです。その中で風邪、インフルエンザ引かれるとそれが死に直結してくるのです、高齢者というのは、65歳以上の希望者に対して500円ということで接種希望者にはさせているわけですが、65歳とは言わないまでも、例えば70歳以上、80歳以上無償化という形で今後考えていくことは

ないでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） インフルエンザ予防接種の自己負担の関係ですけれども、古平町は500円をお願いしております。ほかの町村、近隣の町村の状況を見ますと1,000円とかいただいているところもありますので、当町としては頑張っているほうではないかなと思っております。

○3番（中村光広君） 頑張っているということですが、死に直結するということで将来的に考えていただきたいと思います。

以上です。

○7番（木村輔宏君） 129ページです。私も6月くらいになると月二、三回お墓に行くのですが、ことしから、ごみを入れる入れ物というのですか、それを撤去しますと。ところが、7月くらいから私が行くと、旅から来ている方々がごみのあれに入れていないというよりも、設置されていない場合その辺に投げているのです。実際にことしから来年にかけて旧古平高校、ああいうところに高齢者のあれをつくるのです。あそこにも結構投げていくのです。だから、なくなったら、花だけでなくお菓子だとかそういうものまでそこに置いてみたり、それから投げるなりという。お盆の8月の初めくらいから十二、三日の間は、旅から来ている方がすごいです。それが投げていく。確かにごみのそういうものをつくらなければ放置はしないだろうという考え方もあるのでしょうか。でも、捨てられた場合とどっちが衛生的なのかというと、逆に置いたほうが衛生的ではないかと思うのですけれども。

○民生課長（佐々木容子君） 皆さんのマナーということにもなるのかもしれませんが、やはりマナー違反がかなり多いということで、ことしからごみ箱廃止ということを決めたのですが、今おっしゃったように、多分以前ごみ箱のあった場所、人目のない場所、やぶがぐるり囲んでいる場所ですから、やぶに投げ込まれるということも想定してまして、雪解けてからになります。これまでごみ箱設置していた箇所、それから墓地の入り口に当たる箇所につきましては、ことしからはごみ箱を設置しませんという看板も立てますが、お盆の期間中も墓地の環境の委託の中で見回りをして、廃棄しているごみについては回収をする、また墓地の敷地外、その周りの部分についても不法投棄やめましょうということで、少し敷地の外も見て、そちらのほうのごみも回収するということはことし考えております。初年度はかなりごみのほう散乱あるかなと思いますが、お盆中は特に小まめに見て歩くということを考えております。

○7番（木村輔宏君） それは、本当にその期間だけ、1週間かそれだけだったらいいのです。でも、7月の20日過ぎからぼつぼつ来ているのです。実際に今課長お話ししたように、ごみの設置場所、そこに置いていつているのです。私墓がすぐそばですから、私もお盆前の方々来たやつを集めているのですけれども、一番困るのは花とかそういう問題ではないのです。生物が多いのです。私はその近所のものを集めて回収しているのですけれども、地元の方はいいと思います。旅から来た人方は、多分その辺にこうやって投げていくと思います。それを衛生的に、そのごみをどうしようということよりも衛生的なものを考えて、ましてヤカラスがどんどん、どんどん、何匹来るかというのは別として、そういうことを考えたら、逆に衛生面で言ったら、地元の方はごみを持っていくだろうけれども、旅の方は持っていかないと思うので、その辺のことはことしはどうかとい

うことは考えませんが、できればことしそういうものを行ったときにどっちがいいのかというのを、課長に毎日見ろと言ったら大変だろうけれども、その辺をちょっと考えてもらいたいと思うのですけれども。

○民生課長（佐々木容子君） さっきも申しましたが、お盆期間中は業者委託考えていますが、それ以前、その前に草刈りでかなりの人も入るだろうというふうに予測していますので、定期的な見回りをして回収をしてということは担当のほうとしてもするつもりではおります。今もおっしゃったように鳥、カラスもそうですが、キツネですとか熊ですとか野生動物近づけないということになりますと、そういう生物、においのつくものというものが一番やっかいかなと思いますので、小まめにことしは歩いてみたいというふうに考えています。

○7番（木村輔宏君） 課長の気持ちわかる。ただ、問題は、非常に難しくリアルな問題があると思います。例えば8月の13日に来られないので、8月10日に来ましたよと、花を置いていきましたよと、十五、六日に来ましたよと、その花をすぐ撤去しているのかという非常に難しい考えが出てくるのですけれども、例えばその辺はどのくらいで、こんなところで言うのはやばな話かもしれないけれども、例えば13日に置いたいった花を次の日にもう撤去するのかという問題も出てくると思うし、非常に難しいのだけれども。

○民生課長（佐々木容子君） 基本的に個人のお墓に供えられたお花まで回収してということは考えていませんが、お盆期間中は毎日入るということで考えていますし、それ以前も二、三日、盆前になりますとどうしても墓地のほう改修の工事ですとかで業者入ったりということもありますので、担当のほうとしてそちらのほうの面からも墓地入る機会というのはかなりふえますので、とにかく回数ふやして見回りをしてということを考えています。

○7番（木村輔宏君） 133ページのクリーンセンターの関係なのです。中央監視装置更新工事というものの、これはどのくらいの年数でもって取りかえなくてはいけないのですか、それともこれは全くだめになって取りかえるのか、10年たったから取りかえるのかということ。

○民生課長（佐々木容子君） こちらは、説明書の47ページ、建設事業として載せておりますが、写真でいきますと監視装置、大きな装置が載っていますが、実際事業内容としましてはこのデータ、この中からデータを処理してというパソコンソフトの入れかえの部分でございませぬ。平成14年建設した当時のものでございませぬが、このパソコンのソフトの部分が数年前にデータが思わしくないということで1度データを取りかえておりますが、何せ水処理関係のデータを一手にこの機械でやっていますから、壊れてしまうともうそこでぴたっと業務のほうとまりますので、二、三年前に1度取りかえて、もう危ないだろうということで、完全に壊れてはいませぬが、壊れないうちにとということで今回計上しております。

○8番（真貝政昭君） 125ページの負担金補助及び交付金の一番下段になりますが、余市協会病院救急医療体制維持補助金ということで、ルール計算で上程していると思うのですけれども、余市協会病院の体制についてはかなり以前から不備を助役会なりで指摘してきたというのがありますよね、現在の状況はどのような状況なのでしょう、万全な体制で受け入れ可能な状況になってきているのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 余市協会病院の体制と言われるのは医師の体制かと思いますがけれども、以前整形の医師が不在の状態だった時期がございました。整形の医師については今1名、それから内科医についてもプラス1で万全な体制を築いているかと思います。プラスして研修医等を積極的に受け入れる。それと、海外のほうで活動している医師が一旦国内に戻ってきた際の受け皿もなかなかないようです。その受け皿もやっていきたいというお話もあります。

○8番（真貝政昭君） 消防の救急のほうとの関係で、搬送される場合はそういう状態お聞きしていると思うのですが、そういう面でも万全な体制をとっているということですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 救急車の受け入れについては、極力受けているようです。23年度の数字です。2,886名の方を受け入れております。救急として受けているもので、救急車で搬送された方、自助で行かれた方の区別については今資料を持ち合わせてございませんけれども、総体で2,886名の方の受け入れをしている状態であります。

○8番（真貝政昭君） その数字そのものがどういう変動をしてきているかよくわからないので、そういう面からいっても万全なのかどうかを伺います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 先ほど言った2,886名は23年度の数字で、22年度が2,326名、21年度が2,639名、3カ年の数字ですけれども、22年度は若干少ないですけれども、少しずつ受け入れ数はふえているというふうに認識しています。

○8番（真貝政昭君） 129ページの環境衛生費の委託料で墓地臨時給水施設設置委託料、墓地仮設トイレ設置委託料計上されておりますけれども、詳しくお願いをお願いします。

○民生課長（佐々木容子君） 墓地の臨時給水でございますが、お盆の期間中ということで、奥のほう新墓地、2カ所に臨時の水道をつけております。それから、その下の仮設トイレですが、昨年からということで、こちら2カ所仮設のトイレを設置する予定でございます。

○8番（真貝政昭君） お盆の時期の混み合うときに、昨年のことでしたけれども、墓地参拝者の中から、車の駐車が大変混雑して身動きがとれない事態に陥ったと、それで一般質問でここの敷地内をその期間だけ駐車場にという要望を出したのですが、明確な対策が返ってこなかったというふうに記憶しているのですが、ことし5月から古平高校の工事が始まります。それで、お盆期間中も工事現場は動くと思いますし、それから現場内は空き地があっても絶対進入不可能な状況になりますから、工事用車両と、それから参拝者の車両が入り乱れて混雑が予想されるのですけれども、そのあたりの対策は考えておられるのですか。

○副町長（田口博久君） お盆期間中は工事お休みするのが一般的かと思いますが、ということで、工事用の車両と一般の墓参用の車との交錯というのは考えられないのかなというふうにしております。また、工事発注しまして施工工程表をいただいたときに、そういった部分もこちらのほうから休んでいただくようお願いはしたいと思います。それから、駐車場の件ですけれども、単に砂利を敷いただけでいいのか、雨が降った場合のことなどいろいろ検討する余地あるかと思います。確かにあの部分に車を入れることは入れれると思います。そして、高校から見て奥のほう、墓地側のところ、あの辺に階段も数段多分必要にはなるかと思いますが、そういったことで仮設できないことはないと思いますが、問題は雨が降った場合ですとかそういった部分の対処までも考

えた上でのやるかやらないかといったことを今年度検討してみたいと思います。

○8番（真貝政昭君） それから、131ページのクリーンセンター管理運営費の臨時職員賃金ですけども、これ1名なのか2名なのか伺います。

○民生課長（佐々木容子君） 臨時職員1名分でございます。

○8番（真貝政昭君） 平成24年度の実例では補佐的に1名、合わせて2名動いていたように思うのですが、その方の賃金はどこに書かれていますか。

○民生課長（佐々木容子君） 133ページ、委託料ございますが、上から5段目、クリーンセンター管理業務補助作業委託料ということで、業者委託しまして今1名に出ているという状況です。

○8番（真貝政昭君） これ業者委託なのですか。

○民生課長（佐々木容子君） はい、委託業務で行っております。

○8番（真貝政昭君） 個人ではなくて業者ですか。

○民生課長（佐々木容子君） 業者との委託で行っております。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に5款労働費、134ページから135ページまでの質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 135ページの3目緊急雇用創出事業費の賃金、これについて説明をお願いします。

○産業課長（村上 豊君） この緊急雇用創出事業でございますけれども、特別支援という形で、今まで小学校の教育費のほうで負担していたものをうちの緊急雇用促進事業のほうからその賃金を負担するという形でございます。内容といたしましては、特別支援というふうな形で古平町特別支援教育における支援員の配置取り扱いに準じて行うということになっております。

○8番（真貝政昭君） 支出はそういうことなのでしょうけれども、実際に受け取られる方の現場というのは岩内だということですか。

○産業課長（村上 豊君） これは、小学校の特別支援員ということになっております。以前に教育庁のほうで支援員1人だったのですけれども、今回障害のある児童が普通学級に入ることので、それに対して2人体制ということになっております。

○8番（真貝政昭君） それでは、この216万というのは1名分なのですか、2名分なのですか。

○産業課長（村上 豊君） 2名分でございます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、労働費を終わります。

次に、6款農林水産業費、136ページから147ページまで。

○9番（工藤澄男君） 143ページの委託料、林道専用道整備測量業務委託料ということで、説明資料に鼻垂石線の800メートルですか、ことしはこれの設計だけということで、来年度から施工すると

いうようになっていまして、そしてこれはほとんど国から100%の補助が出るということでございますけれども、来年度工事終了後、その後の計画はどうなっているのかお聞かせください。

○産業課長（村上 豊君） 今年度測量とその委託という形で測量委託なのですが、来年度26年度なのですが、あの道路、専用作業道を委員おっしゃるとおり800メートルを施工するという形になっております。その目的といたしましては、その背後に町有地があるものですから、それに植林するための林道というか、作業道でございます。

○9番（工藤澄男君） その近所に植林をするということなのですが、例えばそれを終わった後に、この下はすぐスキー場になっていますけれども、このスキー場等も徐々に植林をしていく予定はあるのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 町長の以前の答弁のとおり、そういうふうな形でスキー場も、道外ですか、ある参考例に従って植林していくという考えでございます。

○9番（工藤澄男君） そうであれば、これはほとんど頂上付近につく道路なので、例えば徐々に下に下がっていくようになったら、また新たにどこかに道路をつけないならないような状態に陥るような気もするのですけれども、そこまで考えていますか。

○産業課長（村上 豊君） 正直なところ、鼻垂石の町有林のことと今のスキー場の関係のことしか考えておりません。

○2番（岩間修身君） 13節の委託料でございますが……

○委員長（鶴谷啓一君） 何ページですか。

○2番（岩間修身君） 済みません。147ページ、13節の委託料なのですが、漁港清掃業務等委託料、3本ありますが、これは同じ業者に頼んであるのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 漁港清掃業務等委託料なのですが、これは水見建設のほうにお願いしております。トイレなのですが、これも水見建設のほうにお願いしております。魚港トイレ浄化槽維持管理委託料なのですが、これは後志浄化センターのほうに委託しております。

○2番（岩間修身君） トイレのほうはきれいになっているようですが、魚港清掃業務委託料というのは範囲とか、どういうことをやって53万7,000円なのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 私どもの係の者が漁港内をパトロールして、そして目につくような形のごみなり汚れているような状況であれば、漁港内であればそういう形で業者をお願いして清掃していただいております。

○2番（岩間修身君） びっちり掃除しているというわけでないのでしょうか、例えば今の中央埠頭というのですか、遊漁船が着くところだとか、それから市場の横だとか、物すごいごみで本当に清掃をやっているのかというような感覚なのです。それで、漁組の人もあそこにもんもん、もんもんごみあるのに何もしないという事態が、前に山本課長のときに言ったことなのですが、言っているのだけれども、やってくれないと。そんなことで、きょうの新聞等でも豪華客船小樽に来た、北後志観光に回るとか、そんなことも書いてある。あそこまでは行かないと思いますが、もう少しきれいにするように水産課のほうから、漁組の付近はこの業務委託の中に入っている

のかどうか知りませんが、その辺のところをきちっと区分けして、あそこの範囲は漁組だとかとなっているのだったら、課長のほうからきつく言って、もう少し港をきれいにするように努力してもらいたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） そのような形で漁協のほうに指導してまいりたいと思いますので、まことに済みませんでした。

○5番（堀 清君） ページ数が139ページ、19節の負担金なのですけれども、現状で古平牧場さんの家畜というのは共済のほうには加盟はしているのか。

○産業課長（村上 豊君） しておりません。

○5番（堀 清君） そういうことであれば、この共済の助成金というのは必要ないように考えるのですけれども、そこら辺は共済のほうと協議しましたか。

○産業課長（村上 豊君） 委員おっしゃるとおり、ただいまうちのほうの町内の方、古平牧場ですか、それと平田牧場の関係もございますので、共済に加入していないということで、その面での負担に関しては今ちょっと協議中でございます。

○5番（堀 清君） その件についてはわかりました。あと、13節の町営牧場内道路の伐採委託料という形なのですけれども、このものはあくまでも町の植樹祭等々の事業に対しての伐採だとかそういうのが主体だと思うのですけれども、これくらいの金額でできますか。

○産業課長（村上 豊君） 前回、去年もそのような形で行っております。

○5番（堀 清君） 昨年度も植樹祭のほうには参加はしたのですけれども、小さい車だけであればそれで結構なのでしょうけれども、結構でかい車等々も通行しますので、道路沿いの木が結構でかくなっている中で、それをきちっと伐採しながら管理していかないとだんだんと大変になってくると思うのですけれども、そういうことであれば結構ですので、きちっとした形の中で管理してもらいたいと思います。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁はいいのですか。

○5番（堀 清君） いいです。

○4番（本間鉄男君） 141ページの林道管理費の中で毎年のっかっている17節の土地購入費、50万なのですけれども、これなかなか地権者との話し合いがついていないというお話も毎年されているのですけれども、複雑な権利関係が出ているということで。だけれども、実際に町として毎年必ず地権者、そういう方々に1回とか2回折衝して、今の林道のところの土地の確定というか、そういう努力というものはされておるのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 地権者全員ということはちょっとやっておりませんが、二、三なり、そういうふうな形でまず地元からというふうな形で今取り進めている状況でございます。

○4番（本間鉄男君） 旅にいる方というのはなかなかコンタクトもとりにくいし、折衝もしづらいのでしょうか。でも、地元の方でも実際に地元だけの権利者というのではなく、過去、それこそ先祖からの土地なんかの場合で権利者が地元にもいるけれども、旅にもいるというような複雑な部分があると思うのです。そういう中ででも実際に地元のそういう方々と折衝して、ここ何年ずっと計上はするのだけれども進んでいないというのが現実なので、実際にどの程度折衝しているのかなと

いう気持ちもちょっとあるのです。だから、実際に旅の地権者ばかりでなく、地元の地権者に大体1年に1遍か2遍必ず折衝して何年も進まないというような感じであれば、本当に折衝しているのかなという疑問を持たざるを得ないので、その辺地元の何件の地権者と折衝しているのか、その実態をお伺いしたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） 今現在2件の方と折衝しております。

○4番（本間鉄男君） 折衝も大変でしょうけれども、何とか少しでも前に進むように頑張りたいと思います。

次に、145ページの水産業振興費の中の負担金補助及び交付金のニシンの稚魚の放流事業補助金ということで50万予算計上しておりますけれども、町長のお話の中にもことはニシンが不漁だったということなので、実際にこの負担金というものが漁獲によって負担金額が変わってくるのだろうなと思うのですが、この負担の計算方式というものが例えば金額ベースでいくのか、数量ベースでいくのか、それにプラス単価というのですか、負担金単価、そういうものを算出できるものでありましたら、お伺いしたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） 漁獲金額のベースで、それとそれに対して調査費等をプラスして、そういうふうな形で会費等も均等割で算出されております。

○4番（本間鉄男君） 均等割とか金額ベース、例えば均等割であれば、ニシンの場合はそこそこのニシン、この辺でいうと石狩湾ニシンというような形なのかどうか、ちょっと定かでないですけども、海域ごとにこういうあれをベースとして金額決めているのか、その辺の基礎金額だとかそういう算出計算方法、もし事例としてできるものであればちょっとここで示していただきたい、そのように思います。

○産業課長（村上 豊君） 後志管内という形で小樽からうちの積丹までの漁協さんに対しての漁獲金額を算出したしまして、宗谷から後志までの形で漁獲金額、要するにニシンの放流経費、それに対して漁獲割でその割合を算出いたします、とりあえず100%という形で。それぞれ漁獲割合でそれらのものを算出しております。それに対して、そのほかに調査費等のものは一律各漁協から負担していただいているという形になっております。

○4番（本間鉄男君） 先ほどの言う均等割というか、これが調査費という捉え方でよろしいのでしょうか。それで、各漁協の基礎的な均等割というのですか、調査費割というのですか、これが大体どのぐらいになっているのか。それと、例えば今回なんかでも小樽とかよくマスコミに大漁だとか、群来しているという、こういう話が出ていますけれども、実際に古平町のニシンの漁獲ベースでいきますとどの金額ぐらいに、2月で漁終わったのですか、その辺の数字というのは出ますか。

○産業課長（村上 豊君） 先ほどの調査費でございまして、これは組合一律17万5,000円という形になっております。2月までの水揚げということで、古平地区でよろしいでしょうか。数量で9万186キログラムで、金額では4,719万4,880円で税抜きでございまして。

○4番（本間鉄男君） これは、調査費というものの17万5,000円は古平町が全額負担をしているのか。それと、漁師の方々がとった分だけ手数料というか、ニシン放流に関しての賦課金というのですか、負担金、これは取られていると思うのですが、その賦課金の取られている負担分というのは

大体何%とか、金額ベースで例えば1,000円当たり幾らとか、そういうような算出というのがあるのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 個別漁業者の水揚げのパーセントでございますよね、それ資料をちょっと持ち合わせてございません。

○4番（本間鉄男君） 個別でないと思うのです。ということは、金額ベースで何%なのか、漁獲トン数で何%なのかということで、漁師の人方の負担割合、これが金額ベースでいったら1件当たり何ぼとったから幾らだという話を聞いているのでないのです。例えば金額ベースでいうのであれば、その1%分が負担金に相当しますよとか、例えばトン数でいうと1トン当たり何ぼが負担割合になっていますよというような数字をお伺いしたいということで質問しておりますけれども。

○産業課長（村上 豊君） ヒラメの場合の負担割合の資料は持ち合わせているのですけれども、ニシンのほうはちょっと持ち合わせていないものですから、済みません。

○4番（本間鉄男君） それでは、ニシンのほうの資料というものを後で出していただきたい、そのように思っております。

以上です。

○7番（木村輔宏君） ページ数にすると137ページと8ページにかかるのですが、鳥獣被害対策実施隊員報酬というものと有害鳥獣駆除業務委託料というものは、これは全く別なものなのですか。

○産業課長（村上 豊君） 鳥獣被害対策報酬ですよ。報酬のほうは、9月の定例議会のときに提出しまして、被害防止隊というふうな形の組織に対する報酬でございます。次のページの有害駆除委託料でございますけれども、これは猟友会のほうに委託している委託料でございます。

○7番（木村輔宏君） ということは、全く別な人だという考え方でよろしいですか。

○産業課長（村上 豊君） そのとおりです。

○7番（木村輔宏君） ということは、ここにヒグマ捕獲奨励金、それからトドもこの後に出てくるのかな。ということは、最近古平でも見かけているのは鹿がすごく出ているのです。最近見たのは、7頭一緒に歩いている。それから、神社の上が4頭か5頭見かけられているのです。その対策についてここには一つも載っていないので、今十勝とかあっちのほうではその対策に大変苦慮されながら大変な金額を出している。古平でもそういう被害があるのか、もしあったとすればどういう対策をするのか、実際にそういう被害の対策というよりも、そういうものの状況というものはどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○産業課長（村上 豊君） 被害の実態というのは、農業被害等があります。鳥獣被害対策実施隊の報酬というか、駆除の中には鹿の駆除も入っております、この隊員の職務の中には、実際に鹿の被害等というお話になりますと、私そういうようなものを把握しておりません。

○7番（木村輔宏君） 確かに課長はまだ把握していないだろうけれども、今大変な被害が出ていて、農家もしかりだけけれども、木が腐ってしまったたり、実際私も1週間か10日前に斜里の方とお話ししたのですけれども、山がだめになるのだろうというくらいですから、私が言いたいのはそうなる前にどういう状況なのか、今の何々隊、わかりませんが、そっちの方々に調べていただいて、どういう状況なのかということをお聞きしたいです。

たのですけれども。

○産業課長（村上 豊君） この隊とは別なのですけれども、猟友会のほうがボランティア的に夜間、鹿なりタヌキなりキツネなり、それらのものを把握するために調査は実施しております。

○7番（木村輔宏君） とすれば、大体どんな状況かということはわかるのですか、わかればちょっと教えてほしい。

それから、もう一つは、実際に私福社会の山からおりたときに7頭ほど見えているのですけれども、それから神社の上にも4頭から5頭いると、それが一緒なのか、これもわかりませんが、実態としてはどのくらいいるのか。例えば、これに関係するかどうかわかりませんが、ヒグマ対策とかになるとヒグマは何頭いるのかということは多分把握していると思うのです。だから、ヒグマよりかえって鹿の被害のほうが甚大だろうと思いますので、その辺がどうなっているかという。

○産業課長（村上 豊君） 実際調査の結果なのですけれども、泥の木のほうの堤防伝いに成獣というか、オス、メス含めて11頭なりというふうなものを確認しております。

○7番（木村輔宏君） それで、今ボランティアでやっているというものについて、どのくらいの把握をしているのかというのを聞きたいのですけれども。

○産業課長（村上 豊君） 先ほど申しましたとおり、鹿でございますけれども、その被害の実態等は今のところつかんでおりません。

○7番（木村輔宏君） ということは、これからやるという考えはありますか。

○産業課長（村上 豊君） これから行わせていただきます。

○7番（木村輔宏君） ちょっと確認したいのですが、145ページ、積丹と古平で合併したときに利子補給をしていますか、これは何年たって、あと何年残っていますか。

○産業課長（村上 豊君） これは、平成16年に合併した当時からです。今年度で終了する予定でございます。

○7番（木村輔宏君） だろうと思って聞いたのですけれども、これもし漁業組合でまたこういう物事、これは合併するためのものなのでしょうけれども、例えば赤字補填という形で出た場合にこれと同じような対策をとるのですか、形は違うと思いますが。

○産業課長（村上 豊君） この合併の利子補給の場合は信連等、系統なりの指導のもとに行ったもので、もし漁協さんのほうで赤字が出た場合にまた再度協議してまいりたいと思いますので。

○委員長（鶴谷啓一君） 審議途中でございますけれども、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時07分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6款農林水産業費。

○8番（真貝政昭君） 143ページの林業専用道整備測量業務委託料480万で、説明資料を見てもど

こが起点でどこが終点かというのはよくわからなかったのですけれども、工藤委員と、それから担当課長とのやりとりで何となくぼやっとわかったような気がしました。ひょっとして、スキー場のてっぺんの尾根伝いの海岸線に近いところからスキー場上にあるポンプ室の脇を通る作業道みたいなところありますけれども、あれの上部のほうに町道が走っておりますけれども、そこまでに至る道路というふうに理解すればいいですか。

○産業課長（村上 豊君） そのとおりです。

○8番（真貝政昭君） 資料の財源内訳を見ましたら全額国支出で上程されていますけれども、しかも予算内容が測量ということで、国のほうに対してはこの道路を開設するに当たってどのような計画を出しているのでしょうか。何を目的にやっているか、計画書なりが出ていると思うのですけれども、先ほど何か植林のような話をしていましたけれども、植林をするのであれば範囲だとか国のほうに明示してこういうお金をいただくということになると思うのですが、ありますか。

○産業課長（村上 豊君） 一応その前に搬出伐採を実施するという事なのです。木を切り出すということなのです、最初の道路つくる計画は、その面積でございましてけれども、約11ヘクタールということでございます。

○8番（真貝政昭君） 何かちょっとわけのわからないやりとりがあったのでお聞きしますが、従来使われていたスキー場への植林という発言もありましたよね、伐採はその部分も含めて、それから開設される林道の起点から終点までの林道の左右ありますよね、左右を含めた広い地域の伐採計画なのですか。よくわからないのですけれども、その伐採予定地というのは町有地なのですか。町有地そのものも存在を私知らないものですから、目的の11ヘクタールというのを図示してもらえれば助かりますけれども。

○産業課長（村上 豊君） その11ヘクタールというのは町有地でございます。ちょっと聞き取れなかったのですけれども、その図……

（何事か言う者あり）

○産業課長（村上 豊君） 後ほど図面で提出いたします。

○8番（真貝政昭君） そしたら、もう少し大ざっぱに聞きます。測量に500万かけると、その後道路を工事をして、そして伐採をして、伐採した後に植林をすると、そういう計画なのですか。

○産業課長（村上 豊君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） ちなみに、予定されている概略工事費というのはどれくらいになるのですか。500万の測量をかけて、幾らの工事費をかけて、そして予定されている伐採地域11ヘクタールから出る売り上げです。

○産業課長（村上 豊君） 道路の事業費でございましてけれども、約1,700万円でございます。町有林から出る伐採する木の立米数等はちょっと把握しておりませんので。

○8番（真貝政昭君） 余りよくわかりませんが、伐採植林の適当な時期というのがあるみたいで、採算が多少合わなくてもそういう更新の時期であるのであれば納得できるものなのですか。なので、今出せなくても計画の予定、どういう内容かというやつを、国費を入れてやる事業ですから、最低限そこら辺の資料を議会側に提示して示してほしいなと思うのですけれども、できますか。

○産業課長（村上 豊君） 私ちょっとふなれなものですから、先ほど伐採と言ったのは間伐の間違いでございました。大変失礼いたしました。

○8番（真貝政昭君） そしたら、町有林整備のために将来は伐採、それから皆伐、植林ということになるのでしょうかけれども、そういう一連の将来的な展望を踏まえて林道を開設するという、そういう目的なのですか。

○産業課長（村上 豊君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） それで、先ほど工藤委員とのやりとりでスキー場のほうにも植林という発言があったかと思うのですが、聞き違いだったのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） その件に関しまして、町長の一般質問の件でそういうふうな形でお話があったと思いますけれども。

○8番（真貝政昭君） 副町長、町長欠席を議会側が認めているのはピンチヒッターがいるから。いるので、答えてもらえますか、事前にどのような答弁が出てくるのかお聞きになっていると思うのですけれども。

○副町長（田口博久君） 今のこの事業に関しましては、整備計画、真貝委員さんがおっしゃる計画につきましては後ほどお示ししたいと思います。それから、スキー場につきましても、産業課長申し上げましたように、切るとしてもあの中にある木で、伐期齢ですか、切る時期に来ているものを更新していくと、そういった考え方でおります。

○8番（真貝政昭君） 前段の議会で、工藤議員と町長とのやりとりでリフトの撤去のやりとりがありましたよね、撤去するという町長答弁がありましたけれども、今回のこの事業、私は全くわかりませんでしたけれども、産業常任委員長の工藤委員と担当課長とのやりとりであうんの呼吸で進んでいるものですから、委員長ご存じの流れで言っているのかなと思って考えていたのです。それで、撤去するのであれば、あの斜面をどうするかという段になるので、あいている更地の部分に植林も考えてスキー場の再開というのは一切将来的には考えない考えなのかなという心配を持ったものですから確認した次第なのですが、今立っている部分の間伐ということなのですか。

○副町長（田口博久君） 補助事業としてやっていけるのがそういった形というふうに押さえておりますので、伐採して、その後更新していくと、そういった事業展開を予定しております。

○8番（真貝政昭君） 副町長の答弁はそれが限界ということで押さえておきます。その後については町長とのやりとりが本筋でしょうから、残しておきます。

それで、一千幾らかける林道、これは今あるところも、車はジープでなければ行き来できませんけれども、決して不可能ではない。キャタとか、それから間伐とかというのであれば时期的に春先とかそういう時期ですから、キャタで行くようなことになるから、そんなに大それたような道路ではないように思うのですけれども、アスファルト舗装を考えているのですか。

○産業課長（村上 豊君） アスファルト舗装でございません。砂利を敷き詰めた形のものでございます。

○8番（真貝政昭君） ああいう公園のようなつくり方をした家族旅行村ですので、できるだけ景観とか、それからあそこを訪れた人たちががっかりしないような配慮をすべきでないかと思います。

副町長の答弁はいただけないと思いますけれども、町長に伝えてください。特に新しく開設した第5コース、かつてのスキーコースですね、第5コースなんかは昔から授業に使われた。スキーコースとしては第1から第5まで最適なコースなのです。そういう活用をぜひ林道開設に当たって何らかの形で考えていただきたい。個人的なあれですけれども、リフトの位置としては第5コースを使えるようなリフトを新しく考えて、下のほうも昔々の当初の計画ではセンターハウスなんかなくて、広く下のほうを使えるような快適なスキー場の構想があったらしいです。そうするとかなりいいコースが考えられるし、古平の子供たちの体力増強、それから心身健康に育てるためにもぜひとも活用して子供たちを育てるような、教育長の力がかなり要ると思いますけれども、期待したいと思えます。

それから、145ページですけれども、荷さばき場の建設予定地の地面の中に旧埠頭が入っていたということで、わからなかったのですけれども、ここはかつて造船場あったところでしたでしょうか。なぜこういう構造物を解体しないで埋めてしまったのかという疑問は残るのですけれども、どういふいきさつだったのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 埋め立てというか、西防波堤があったのは旧造船場のところでございます。その横が船揚げ場というふうな形になっていたところに、今の中央埠頭ありますよね、それを造成したような形になっております。実際なぜ埋め立ててしまったかというのはちょっと定かではないのですけれども、胸壁部分を撤去して、あと堤体が埋まっていたという状況でございます。

○8番（真貝政昭君） 埋め立てを行った当事者は開発ですよ。

○産業課長（村上 豊君） そのとおりです。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に7款商工費、148ページから151ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 151ページの観光費なのですけれども、そこに節のほうでいいますと、11の需用費で光熱水費、これパークゴルフ場の古平町が負担している水の部分だと思えますけれども、昨年暑い日が続きました、予算より30万ほどオーバーしたので、43万とかなりふえているのだと思えますけれども、その13、委託料でパークゴルフ場の指定管理料100万、それともう一つ13節、指定管理料120万円、これ家族旅行村の分だと思えますけれども、これ指定料ですけれども、運営費だと思えますけれども、家族旅行村のほうは前は古いときには管繕費とか修繕費の名目を出してあった金額だと思えますけれども、指定管理者が同じ管理者、去年新しくなった管理者でありますけれども、多分3年契約だと思えますので、ことし2年目に入るのだろうと思えますけれども、町長の行政執行方針でもパークゴルフ場をちょっと心配しているコメントも書いてありましたけれども、実際このパークゴルフ場と家族旅行村、指定管理抱き合わせでやっているわけですけれども、去年の状況、簡単に言えばある程度採算が賄えたのかどうか、その辺もし話せるのであれば、数字的なものは要りませんけれども、ちょっとお話をさせていただければなというふうに思っておりますけれども。

○産業課長（村上 豊君） 24年度なのですけれども、抱き合わせて収支の形はとんとんという形で今現在決算見込みでございます。

○6番（高野俊和君） 昨年の入札のときにパークゴルフ場と家族旅行村抱き合わせで入札したと思うのですけれども、最終的に入札の業者が今回の業者は1件だったというふうに聞いておりますけれども、パークゴルフ場と家族旅行村、どちらの方がより多く苦戦しているのか、24年度、まだ決算は終わっていませんけれども、大体その感じでわかりますか。

○産業課長（村上 豊君） 先ほど説明不足だったと思うのですけれども、指定管理料を入れてとんとんという形でございます。実際苦戦しているのはパークというふうな形でございます。

○6番（高野俊和君） 今課長のほうから、どちらかというパークゴルフ場のほうが若干苦戦をしているということでもありますけれども、2日前の総括のときにパークゴルフ場のことを少しお願いしたのですけれども、特に夏場のグリーンが少し荒れて余りよくないという、そういう話をしました。て、町長もわかってくれたようでもありますけれども、そういうことを考えますとゴルフ場のほうのメンテナンスを少してこ入れをする必要があるのかなというふうに考えておりますけれども、その辺課長のほうからそういう申し合わせをすることはできるでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 昨年は、業者がか変わりまして、芝の状況も把握していなかった面もありますけれども、今年度からはそういうふうなものもいろいろと知識も得たと思うので、今年度はそういうふうな形で整備のほうには万全をつくしたいと思っておりますので。

○10番（逢見輝統君） 149ページの19節、古平商工会運営助成金というのが520万円ございます。実は、たまたま私が会長をやっていたときに600万のものを行革ということで何とか80万くらい落としてもらえないかという経緯がございました。役場が大変なのだからしょうがないということでのみましたけれども、そもそも商工会の助成金というのは管内でも下から一、二番に少ない金額なのです。そして、その金額はほとんど人件費です。これ普通の助成であればあれですけれども、役場の財政が少し戻ってきたということで、何とか人件費に係る分は助成してやるべきでないかと、私自身はそう思っておりますけれども、何でもかんでも返しますと第2次行革がこれまた困りますけれども、やはり人件費というのは見てやるべきではないかと私は考えております。町長いないけれども、副町長、どうでしょうか。

○副町長（田口博久君） 行革、集中改革期間は終わりましたけれども、今も引き続き行革は続いているという認識でございます。前回の行革をゼロベースとして、それをスタートラインとして、前の集中改革期間が終わって今2年目、3年目ですか、そういった形で進めておりますので、我慢できるものは我慢をとということになろうかと思えます。決して町の財政好転しているわけでもなく、これからの先行き、これもまた先日来お話ししております交付税の見通しなども決して甘いものではございませんので、現状の中で商工会さんにもまた頑張ってください、またほかの教育や福祉、先ほどスキー場というお話もありましたけれども、いろいろ押さえている部分といいますか、町民の皆様にご迷惑かけている部分、また協働ということで町民の皆さん自身に努力いただいている部分、こういったものもたくさんございますので、当面は現状のままでお願いしたいというふうに思っております。

○10番（逢見輝続君） 副町長の言うのももっともでございますけれども、漁組だとか加工協だとか、そういう利益を出す団体と違って指導団体でありまして、もうける事業できないところなのです。そういうことも加味しまして、副町長の話もよくわかりますけれども、頭の中にそういうことも入れておいていただいて、何かのときにはぜひ増額してほしいと思います。

以上です。答弁要りません。

○7番（木村輔宏君） 149ページの観光案内借り上げ料の中に、実は私個人的に何度かお話ししたのだけれども、最近ちょっと行っていないので、はっきりわからないのですけれども、案内板のところのモニターと言ったらいいか、ビデオ、あれ去年の秋くらいまでまだ一望館だったのです。それで、私自体は個人的に何度もお話ししたのですけれども、今直っていたらご勘弁願います。それで、何とか直してくれ、もう一望館でないよ、しおかせだよと言っても直っていないのです。だから、こういうところと言ったほうが確かなのかと、課長のときではないかもしれませんが、はっきりはあれですけれども、3回ぐらい言ったのですけれども、確認、直っているかどうか。

○副町長（田口博久君） 申しわけありません。私もその確認はしておりませんが、あの情報自体が何年間も同じものを使うということではなく、何年に1度は、同じものはあってもいいのですけれども、部分的にでも情報は入れかえて目新しいものにしていこうということで進めたものでございますので、早急に内容を検討といいますか、精査いたしまして内容を変更させていただきたいと思います。

○4番（本間鉄男君） 149ページの商工業振興費で、先ほどちょっとほかの委員からも質問が出ました中で、古平商工会運営助成金、これ前の行革のときに一律3割、各団体とかいろいろところで3割削減しましたけれども、そのときに同列に扱っていたときに、私も行革の委員に入ったときにそういうものは一緒にするべきでないということで少しは抑えてもらったのかなと思っているのですけれども、これから心配しているのは、商工会の会員数、これの減少によって、今商工会のほうに直接人件費負担というか、そういう部分で道のほうから来ている部分ありますよね、それが今会員数が現在どのぐらいいて、どのぐらいになったらこれが道から来ないで町で直接負担していかなければいけないというようなことがあると思うので、その辺の具体的な数字、まずわかったらお伺いしたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） 24年現在なのですけれども、116会員という形になっております。

（何事か言う者あり）

○産業課長（村上 豊君） 100件ということでございます。道から助成が来なくなるというのが100会員ということでございます。

（「暫時休憩して」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時39分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副町長（田口博久君） 商工会への北海道からの補助がなくなったときにどうするのだということですが、一義的には商工会さんのほうでどのような方針を出されるのか、そこからさらに私ども町としても方向性を見出していく、商店の振興ということも大事なことでございます。そういったことを鑑みて方向性を示していかなければならないのかなど、そのように考えております。

○4番（本間鉄男君） そういう場合には、簡単に言うと以前から話がある広域というのか、そういう話と、またどうしても、町村合併もそうなのですけれども、商工会の合併というのか、そういう広域化というのはなかなか進んでこなかった。最初に話が出てからもう20年近くなるのですよね、私も商工会の青年部の役員やっていたころからの話ですから。そういう中で、今例えば実際に道からの事務局長の分が出てこなかった場合に、古平町では道からそういう補助制度とかというような形で来ることがあるのか、それとも町として単独で事務局長を置かなければいけないということになれば町で単独で出さなければいけないのか、その辺はどうなのでしょう。

○副町長（田口博久君） 私も詳しくは把握はしておりませんが、やはり商工会自体の存続というところでの考え方になってくるかと思うのです。町として今利用できる制度、そういったものは恐らくないと思います。思いますというのか、あれば今でもその制度に乗かって使っていきたいですし、過去からもそういったことだと思います、制度があれば使っているであろうと。今ある制度が一番有利な制度ということで、商工会さんへの補助という形でその2分の1なりを町が補助するというスタイルです。ですから、これが道の商工会への補助がなくなったときに、それを町で全額補助したときに町に対して何がしかの補助があるかということ、恐らく制度としてははないのかと、詳しく調べてはおりませんが、そのように思います。ですから、そうなった場合には本当に商工会さんとの話し合い、必要性、先ほど本間委員さんおっしゃったように広域ということがいいのか、町で単独で商工会維持していくとして、ではどのような方法があるのかということ、それに対して町も必要な支援は当然にするべきだというふうに考えますが、そのあり方についてもいろいろ協議していくべきだというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 149ページのプレミアム商品券の発行事業補助金なのですが、これは前年並みの規模と、それから内容といいますか、そういうことで実施なのですか。

○産業課長（村上 豊君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） たしか24年度に実施したプレミアム商品券の購入することができる要件として商工会の会員は除くというふうに何か限定されたと思うのですが、それはことしも同じなのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 詳細については、まだ商工会さんからそういった細かな実施計画について計画書はいただいておりません。ただ、ここで600万計上しておりますのは20%という、そして3,000組ですか、何組だ。

（何事か言う者あり）

○副町長（田口博久君） そういった部分だけを確定して600万計上しております。実は、昨年度の商工会の会員除くとか5組までだったらいいよとかというようなことも動き出してからの話でし

た。根本からいくと、最初商工会さんからいただいている事業計画からいくと当然にそのような実施体制になるはずなのです。といいますのは、前回いつでしたか、中村議員さんの一般質問のときに町長の指示で私がお答えしたかと思えますけれども、事業の計画自体が商工会さんの加盟店さんが自分のところへ町民のお客さん呼び込もう、その起爆剤としてプレミアム20%つけたい、ついては町に補助してくださいという計画申請です。そうすれば、事業の目的を達成するためには事業の実施者である商工会の会員さんが自前で購入するよりは会員さん以外の方に買っていただいたほうが当初の補助金の事業の効果、成果というのは上がるであろうと、だから公金、町のお金をお配りするわけですから、各商工会の会員さんというのは町の補助事業の実施者に位置づけられるわけです。町から補助金を受けてその事業展開する立場にあるわけですから、そういう補助金の効果を考えれば、加盟店さんが自分で買ったとしても商店同士、食料品店さんが灯油買うとかという形で当然町内の中では回るのですけれども、事業の目的を考えるとそうあるべきでしょうというお話をして、商工会さんにご理解いただいた。そういった経過が今年の経過です。ですから、今年度も事業の実施前に1度商工会さんのほうと今年度はどのような計画で具体的に進むのですかということとは改めて確認してから実施したい。それから、必要なアンケートなどもとるべきだと。申込書の中にも申込者の名前だけで、世帯主という欄がないのです。それから、購入された方の年齢とか性別ということもあの欄に入れば、どういった世帯の方が買っているのかといったようなこと簡単に集計できると思うのです。そういったことも含めて今年度実施前に1度商工会さんと協議したいなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 町と商工会の当事者同士の話し合いに頭を突っ込むわけではないけれども、町内の商店が置かれている現状というのは極めて困難な事態を迎えていると、かつて本間町長は沢江のホームマックが進出するときに小さな商店は消えていく運命にあるのだというのを議会で言ったくらいに、商店の方たちの問屋の関係とのやりとり、実態を伺っても、商店が先に倒れるか廃業するか、それよりも問屋のほうに先に廃業してしまったとか、極めて困難な状況に陥って、そして町の調べでいただいた給与所得の産業別のあれ見てもかなり落ち込んでいる実態がわかるのです。私の近いところでも書店屋さん近いですから、どのような売り上げの推移をたどってきたかというのを聞くのですけれども、最後に道新のコラムに読者の声で載せましたけれども、矢も尽きて、方策万尽きたと、それくらい追い込まれています。だから、せっかく税金を投入するのだけれども、そういう実態を聞いて、商店主ばかりでないですから、家族もいるのですから、できるだけお金が回りやすい、町内の商店が活性化するような方向のお金の回し方というのを前提に置いて、何らかの糸口を見つけていくチャンスにすべきでないかというふうに思ったものですから、余りたがをはめていくのはどうなのかなという思いがあったものですから聞いたのです。答弁は要りませんが、商店の置かれている実態は後継者もいなく、限りなく廃業に近づいているということを考えますと、余りに厳密に突き詰めていかないで、むしろ活性化する方向の何かしらいい知恵を双方が出し合えればいいのかなというふうに思うのですけれども。

○副町長（田口博久君） 全く同感でございます。先日たしか町長も総括か何かで申し上げていたと思えますけれども、商工会さんのほうでも新たな事業なりを提案していただければ、そういった

部分についての支援もやぶさかではないといったような趣旨のことをたしか総括か何かでお話ししていたと思います。ですから、真貝委員さんおっしゃるように、このプレミアム商品券につきましても単にマンネリ化した20%プラスということだけではなく、商工会さんでも年々その商品券に関連したセールのようなことを実施したり、商品券を使った場合には何か商品券以外のプレミアムがあるような事業展開なども商工会さんのほうでも考えられてきております。そういったことで、いい方向に向かっていけるよう、この600万を有効に使えるような方向で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、ここで3時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7款商工費まで終わりましたので、次に8款土木費、152ページから159ページまで質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 157ページの普通河川丸山川河口護岸の設計について伺います。

これは、たしか私が一般質問で町長に言ったような記憶があるのですが、ことしはこれは設計だけで、来年度から工事始まるということですか。

○建設水道課長（本間好晴君） そのとおりでございます。

○9番（工藤澄男君） その際工事に当たっては、工事の方法なのですけれども、今現在ある既設のものを全部壊して新しくつくるのか、それとも違う方法で、例えば半分削って打ち直すとかいろんな方法があると思うのですけれども、どういう方法を考えていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 現状といたしまして、見る限り本当に劣化して、片手間の修繕ということではないだろうという判断をいたしましたので、きちんと設計をしていただいて、その結果がどうなるかで工法も決まるというふうに理解しております。

○9番（工藤澄男君） それから、そのすぐ下に工事請負ということで普通河川の沢江の水路護岸整備というのが載っているのですけれども、これはどこの部分でしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 沢江水路につきましては、平成24年で2年目になります。25年は3年目の予算でございます。ご承知のように吉田スナさん宅のところ、あそこを起点にいたしまして、今は上のほうに向かってやっています。上のほうが終わりましたら今度下のほうに行くという予定で、金額は60万という金額ですけれども、少ないのですが、徐々にやっていくという計画で継続事業として今年度も予算計上したというものでございます。

○9番（工藤澄男君） 金額60万ぐらいですから、そんな長い距離はできないだろうと思いますが、大体距離的には何メートルぐらいを予定していますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 予算見積もりといたしましては、延長は20メートルでございます。
○9番（工藤澄男君） わかりました。

さらに、一番下ですけれども、やっぱりこれもこういう請負ということで、みどり公園の遊具の改修工事というのがあります。あそこ結構いろんな遊具置いてありますけれども、主にどの部分を直すのか、それとも全体的に直すのか、その辺ちょっとお知らせください。

○建設水道課長（本間好晴君） 町内の公園等を担当と点検いたしました。その結果みどり公園のブランコが老朽化が一番激しいと、そういった判断をいたしましたので、まずブランコを新しいものに取りかえたいと、一式です。防護柵等も込みのブランコに取りかえ、それから各公園に砂場ありましたが、衛生上の問題で今は砂場として機能が、砂場がなくなっているという状況です。それを囲うようなコンクリートの構造物が丸くえぐったりされて、その上歩いたりしてそれはそれなりの遊び方があるのでしょうか、それがみどり公園の場合大分亀裂が入っているということで、それを撤去したいということを中心とした工事費を計上したところでございます。

○9番（工藤澄男君） そのほかにあそこに丸太を渡って歩く場所が2カ所ほどあって、1本の丸太が完全に腐っているような状態のがありました。それから、ヒューム管を並べて飛び石で遊んで歩く場所がありまして、あそこは除雪でもってよくひっくり返すのです。それで、たびたびあそこ修理はしているみたいなのですが、そういうのもすっかり直すような予定はあるのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） すっかり直すということはちょっと断言できませんけれども、見て、ほかにあそこには木製の遊具がありました。その屋根がついているような箇所があるのですが、それがただ載っかっているだけで、固定されていないような状況になっておりましたので、点検も当然いたしますが、気のついたところ、危険と思われるところを優先的にやっていきたいなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 今屋根のついている部分は載っかっているだけだとおっしゃっていましたが、あれは全部ビスでとめてあります。それで、私が言いたいのは、飛び石で遊んでいる子供たちをよく見かけるのですけれども、傾いたり、例えば高さが極端に違っていたりして、結構落ちたりしているような姿をよく見るので、せっかく楽しく遊んでいるのです。だから、それはそれでいいのですけれども、まず安全なような形でもってしっかりやってほしいなと、そのように思います。

○8番（真貝政昭君） 153ページの1項1目の委託料、橋梁長寿命化計画策定業務委託料なのですが、これについて説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 町内にあります橋、永久橋、木橋等ございますが、去年は永久橋24本の調査をいたしまして、その長寿命化計画等を完了しております。残る木橋部分がございます。これは18橋で今押さえておりますが、これについて残りの部分を調査して全体で完了するという、2カ年で計画をしているものでございます。

○8番（真貝政昭君） 補助をもらうためには、この調査は必要不可欠のものだということなのか。

○建設水道課長（本間好晴君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） 次に、155ページで道路橋梁費の1目道路維持費で15節工事請負費ですけれども、道路区画線工事請負費、それから中央栄町線縦断側溝改修工事請負費、丸山通線落石防護柵改修工事請負費、それからLED防犯灯設置工事、これは重複になると思いますけれども、説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） まず、道路の区画線工事につきましては、これは毎年維持的な位置づけで、白線が消えておりますので、予算の範囲内でやっているものでございます。それから、中央栄町線以下は新規事業でございます。中央栄町線の縦断側溝の改修工事につきましては、強いて言えば工藤委員さんが中心になりまして側溝の傷み等について要望等出されていたものでございまして、我々も現場サイドを確認いたしまして、コンクリートブロックがずっと両側敷設されていて、歩道がないと。大分欠けておりまして、穴があいているのです。穴といいますか、そこに雨が入っていくようになっている構造で、穴を全く塞ぐわけにはいかないのですけれども、その穴が大分大きくなって、玄関前でお年寄りの方がそこに足でも落としそうなくらいの穴だなというところもありました。そういったことで、ちょっと危険と思われるようなところを順次コンクリートブロックを取りかえるなり、あるいは舗装等でできるものは舗装でその辺をカバーしたいなど、そんなイメージで新規事業として予算計上したわけでございます。

それから、丸山の落石防護柵の改修につきましては、これは今年の今ごろですか、丸山川のおおぎ橋を真っすぐ丸山の山に行ったところの雪崩防止柵がないところ、そこで雪崩が起きまして、町がその下に設置しております道路の防護柵、それをなぎ倒すような形で、辛うじて民家には影響がなかったという事象が発生いたしまして、雪崩防止柵については今振興局のほうで新たに設置するというので、それが完成しますので、完成した後に、町の曲がった部分がやはり弱くなっておりますので、それをやり直すというものでございます。

それから、最後のLEDの防犯灯設置工事につきましては、先日の町長の総括の中でも申し上げましたが、小型の20ワットから40ワットの防犯灯、これが156灯ございます。これを全部25年にスタートいたしまして6年で取りかえる計画で、今年度約100万という予算を計上したところでございます。業者のほうからまた新たな情報等をいただきまして、大分コストが安いものが出てきたと、これはLED関係、新製品等だんだん開発が進んで普及しているということで、もう少し数がふやせるのではないかなと今考えてもおります。

○8番（真貝政昭君） 同じく155ページの道路除雪費委託料で、ことしも例年並みに5,000万上程しておりますけれども、補正予算のときに町長とやりとりがありまして、今回のように水もそうですけれども、雪も水物ということで、何があるかわからないということで、緊急に町のほうが動かなければならないというときにフットワークよくやるためには、町長は予備費の活用というふうな答弁をされておりました。専決処分は余り好まないという言い方でしたけれども、私は余裕があれば、できれば即座に補正予算上げてもらって、議会というふうに申し上げたのですけれども、必ずしも時間的な余裕がなくて、そういう場合は予備費でも構わないという考えを持ったのです、町長が言うように。それで、今回は予備費のほうで何百万円か予算上げておりますけれども、町長の答弁のように予備費で使う何か制限みたいなものがありますよね、そういうのと照らし合わせて、あの

ときの町長答弁というのはいえるでしょうか。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時17分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 予備費の件ですが、特に規制みたいなものはないように今振り返って思っております。また、別に財務規則もできておりますので、その部分で第17条で予備費の充用という項がありまして、そこには予備費を必要とするときはどうするという手続が載っています。だから、担当課長が予備費の充用を必要とするときは何々様式、8号様式で予備費充当しますという見積書を財政課長に提出しなければならないというような。だから、ご質問の件ではないと思います。予備費のほうはめったに使わないのですけれども、読んだがことありまして、例えば議会で予算案可決ではなくて修正して可決するような場合があると、ある項目について削ると、議員さんが賛成しないでその部分のAという項目を削ったと、予算が成立したと。それに対して執行する場合は、Aという部分は予算には載っていないので、予備費を充てて使うということはできないということは読んだことがございます。あと別件で読み物としては、通常この予算書に載っている項目に対して予備費を使うというのは、その前に当然議員さんのほうに出して議決すべきというものを書いてありましたので、それが第一だと思っております。通常予算書の項目にない部分で新たに緊急迫られた場合には予備費使用できるという部分も読み物でありました。ただ、今回のように、町長が言ったように緊急で議会を開くいとまがないという、余裕がないという部分を適用する場合だと予備費充当可能だと思っております。

○8番（真貝政昭君） ちょっと微妙です。私の考えは、予算にある程度の額がそろっていない状態で物事が執行されるという事態は議会の予算議決という前提からするとちょっといかがなものかということで補正予算をやりとりしたもので、そちら方法でぜひとも検討していただければなど、すっきりした形で雪に対しては臨んだほうがいいと思うので、それを要望したいと思います。

それで、次に、その下の工事請負費で町道小学校通線道路改築工事請負費で3,400万が上がっておりますけれども、説明資料を見ますと、この会館のほうから下のほうに下って行って、小学校通線とぶつかる変形丁字路みたいな3差路みたいなところがありますけれども、この部分を役場側に延長して、そして図では小学校通線に垂直に、直角にぶつけると、下がって行って真っすぐではなくて、カーブさせて交差させると、そういうような図面が描かれています。石蔵の手前あたりでこういう工事を行うような図示に思えるのですけれども、ちょっと気になったのがそこに移動するに当たって近辺の丁字路付近の民家あります。今までと違って玄関前に車を向けられて、気分的にどうなのかなと、安全上どうなのかなという心配がちょっとありましたもので、そこら辺の配慮はどのように計画されるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） そこまでは、どのような配慮すべきなのか検討はしておりません

ので、考えたいと思います。

○8番（真貝政昭君） それと、この工事が歩道新設工事、車道オーバーレイというふうに記載されているのですけれども、どのような内容の工事なのか説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） まず、歩道新設でございますので、役場側に3メートルの歩道を設置いたします。それから、車道オーバーレイと申し上げますのは、要するに舗装をかけかえる、パッチワークではなくて全面的に舗装をし直すというものでございます。

○8番（真貝政昭君） それと、野村橋改修工事なのですが、工事内容の説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 野村橋は、本陣の浜口商店向かいの野村商店からヒコさんのうちの前を通っている野村通線という道路があります。それがチョペタン川にぶつかりまして、ちょうど天野さんの裏、福津さんの自宅に橋がかかっております。これが相当劣化をいたしまして、危険な状態であることを昨年から確認をいたしました。本来であれば雪等がありますので通行どめ等の措置を考えたわけでございますが、急に通行どめにされても利用者が困るといった事情ありまして、現在注意しながら、監視しながら使っていただいているという状況でございます。今たしか延長8メートルでございます。木橋で幅員が2.4メートルほど、軽自動車がかまに通る方を見たということも聞いております。そこには看板かけておりまして、車両通行どめというふうにはしているのですが、近道だということで、元気のある方が行った経過がありまして、木橋を木橋にかけかえる予定でございますので、今度の橋は車が通れないようなはっきりした広さのもの、手すり等はつけますが、そういった形でかけかえを考えております。

○8番（真貝政昭君） 159ページの住宅推進費で住宅リフォーム等支援補助金が900万計上されています。それで、他町村の実施例を見ますと、これを使って工事された総工事額などがよく紹介されていますけれども、10倍以上の経済効果があるというふうに新聞報道されていますけれども、大体どのような目標を期待しているのか、それと内容なのですからけれども、要綱だとかいろいろな形あると思うのですが、どういう形で内容を整備するのか、それと周知徹底等いつごろから行う予定なのかということ伺います。

○建設水道課長（本間好晴君） 今3点質問がございました。まず、1つ目の経済効果はどのくらいを想定しているのかということですが、この補助制度は30%を補助割合としておりますので、それが歳出予算で900万の補助でございますので、それからいたしますと3,000万という経済効果でございます。10%にしますと10倍になりますけれども、今回は30%の900万ですので、額的には3,000万の経済効果というふうになろうかと思えます。

次に、2点目の補助要綱の中身、概要でございますけれども、まず補助を受け入れるための対象工事はどんなものか、これを定めております。まず、1つ目が町内の建設業者が行う住宅リフォーム工事、町内の業者でなければだめですと、それから2点目はそのリフォームの工事費が20万円以上でなければだめですと、2万、3万と、そういう少額の工事はご遠慮願うと、20万円以上ということでございます。基本的なことはそれが補助対象工事。対象外の工事、これがリフォームとなるのかならないのかとありますが、例えば電化製品だけ壊れたので取りかえるとか、それから外構工事、門、柵、塀、そういったものをやりたいと、それからあと物置とか車庫とか、住宅のリフ

ホームですので、住宅以外の部分、その住宅とつながった車庫だとか物置であればいいでしょうと、ただ敷地内は同じなのだけでも、どこか全く違う離れたところに物置、車庫等がある、そこを直したいのだと、それはご遠慮願うと。住まいを中心とした制度というふうに考えていただければと思います。当然営業活動に使う事務所、商店、それはご遠慮願うと、ただ一体となった建物が一般的だと思いますが、住まいに係る部分であれば、その面積部分の案分もしなければならぬ場合も出てきましようけれども、それも対象といたします。基本的には住まいの部分のリフォームということでございます。それから、その他の制限といたしましては、同一の住宅については1回限りですと、これは一応時限立法で考えております。3年間この制度を予算化していきますので、その3年のうちに毎年毎年補助するということはないと、1回限りですと。それから、住まいですので、例えばお一人の方が町内に何カ所も住宅を持っている場合も中にはあるかと思えます。その場合でもお一人様1回という制限もしております。それから、もう一つは、所得制限を設けております。力のある方は自由にやっていただくということで、ただ余り厳しくしますと経済効果が薄れるということで、町の基準といたしましては個人町民税の課税標準額、収入から給与所得控除、さまざまな控除、扶養控除、生命保険料控除、社会保険料控除をして、最後に残った税金を掛ける最後の金額です。それが200万円以上の方はご遠慮くださいと。税額にしますと20万円です。町民税が20万以上所得割かかっている方、結構高額。平成24年の町民税の課税の資料から調べたところ約220名の方がその200万円の額を超えていたと、ですから世帯的にいえば7割くらいの方がこの補助を受けられるのかなと、割合的にはそのように考えております。ただ、自宅のリフォームですので、公営住宅に入っている方とか借家に入っている方とか、これはリフォーム助成の対象にならないということでございます。それから、補助の割合は先ほど言いましたとおり補助対象の30%で、上限30万、上限も定めております。それは100万以上かかっても30万が限度です。これが基本的な仕組みでございます。ただし、今回このリフォーム制度を利用して下水道の普及にも何とか活用しようと、普及を進めたいということで、商店、事業者の方、これまで町の下水道の補助金制度の対象外でございました。自宅のリフォームが原則ですが、この下水道を接続する工事もリフォーム事業の対象としておりますので、その場合に限り、下水道の工事につきましては住まい以外の今言った商店、事務所、食堂、店舗、そういったものの下水道の接続工事に対しても補助対象とすると、そして1カ所、2カ所持っても数は制限しないと、ですから下水道については何とかこれを使って下水道の接続をお願いしたいと。それと、大事なこと1点ありまして、下水道の接続できる区域にありながら下水道をつけていないご家庭のリフォーム補助金申請、これは認めないと、こういうことでございます。もしリフォームするのであれば、下水道の接続と一緒にやっていただくとか、そういったことであればこの制度を利用できると、下水道単独でもよろしいですし、要するに合わせて20万以上の工事であれば30%出ると、下水道の特例というのは取り扱いを少し横出ししております。

3点目の周知、スケジュールですが、4月早々にまず町内事業者の登録制度を考えております。といいますのは、建築、土木等、水道、下水道、そういった工事業を行っている方に、この補助金制度を利用するためにはまず地元の登録された事業者でなければならないというように規定しておりますので、登録店を希望するかどうかを周知して、その説明会を4月早々にやる予定としており

ます。そこで登録店が決まりますので、そしたら今度5月早々に一般の町民の方々にここの事業者でやるとこういったリフォームの補助金制度が活用できますよという、そういうチラシ等をしていて、5月いっぱいくらいまでにとりあえず申し込み等を受ける予定にしております。書類上補助対象になるな、ちょうど5月末になりますと町民税の課税の結果がわかりますので、そこで200万円という基準がわかりますので、そこで適合すれば補助の内示といいますか、通知をして、そこから実際に工事をしていただくと、そういった流れで、これから周知等の事務を進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時38分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

土木費。

○4番（本間鉄男君） 155ページ、先ほどLEDの防犯灯ということで6年かけて取りかえるというお話でしたけれども、今街灯と防犯灯ということで、これ町で北電に払っている使用料というのですか、これがワット数によって違うというような区分の仕方もあったのでなかったかなと思うのですけれども、例えばLEDにこういうふうにした場合に、これでもってどの程度の使用料というか、簡単に言うと取りかえによって浮くというのですか、それがどの程度になるのか、その辺まずお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 今本間委員おっしゃいましたとおり、消費電力のタイプによってコストが変わってきます。私が調べて、今回20ワット、40ワットタイプをやるということで、それについてインターネット等でありましたので、それを今私持っておりますので、それで説明をさせていただきますと、現在の20ワット灯の電気料年間3,000円というふうになっております。これがLEDタイプ、消費電力でいうと9.2ワット型で年間1,600円の電気料だと、これは北電の単価を使って比べた額でございます。電球そのものが寿命が相当違うということで、その維持管理コストも含めると現状の20ワット蛍光灯タイプでは器具代が9,800円、それからその工事設置代が4,000円と、仮置きされておりますけれども、これに対してLEDタイプだと器具代はやはり高く3万4,000円で、設置代は同じ4,000円と。ですから、初期投資はやっぱりLEDタイプがかかると、ですが電気料金が格段に安いと。それと、寿命が違いますので、その交換、従来の蛍光灯タイプですと2年半で球を取りかえなければならない。取りかえるためには交換費用もかかると、それがLEDタイプだと約20年取りかえなくてもいいと、そういったことで、どこで逆転するのかなと見てみますと、丸7年で金額が同じぐらいの金額になると、維持管理費です。それ以降はLEDタイプのほうが安いという経済効果でございます。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、今町で支払っているというのは20ワットでいうと大体3,000円というような形で払っていると、そうすると先ほど20ワットから40ワットというお話ですと、ま

た40ワットとかワット数が違うと支払っている電気料というのが違うということなのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 20ワットから40ワット、同じ値段だと思います。

○4番（本間鉄男君） わかりました。たしか以前1灯何ぼというか、その話だったと思って、今20から40という範囲を示したので、ちょっとその辺を改めて伺った次第なのです。

次に、159ページの住宅管理費の中の部分で1つちょっとお伺いしたいのですけれども、公営住宅の中で、今学校のそばに、もと学校の事務局員ですか、住んでいた三角屋根ありますよね、今使用していません。それでもって、たしか昔の校長の裏というのですか、あそこ現在は使用しておりますか。

○総務課長（小玉正司君） あそこは、以前までの区分では教員住宅でした。事務の先生ですか、あと今古平高校まだ引き継ぎになってございませぬけれども、古平高校の教員住宅もあると。そういうことで、古平町の教員住宅を確保した上で、余ったものについては普通財産として総務で引き取ると、あそこの住宅もそういうことで今総務課の管理として、ことし新人職員入る予定でございませぬ。

○4番（本間鉄男君） 以前に入っていた先生がちょっと水漏れを起こしたというようなお話もちらっと伺ったことがあるのですけれども、それであれからしばらくあそこに入ったような形跡がなかった。それで、小学校の工事行っているときも工事業者があそこの家の前にどんと自動販売機つけておいたりとかして、あれ、ここはやっぱり住んでいないのだなと私は認識していたのですけれども、実際としてあそこは水漏れとかそういうことがあって使用できなかったのか、そういうことがなくて、ことしからまた使えるというような状況なのか、その辺もうちょっと詳しくお伺いしたいと思ひます。

○総務課長（小玉正司君） 去年出た段階で消防職員を入れる予定でございませぬけれども、ボイラーの関係だとか、今言った水漏れもあったのでしようけれども、そういうことで1年あいてございませぬ。そして、その消防職員については、古平高校、まだ道のものでございませぬ、そちらのほうに入居させております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、今現在あいている住宅というものはすぐ使用できるという判断を持ってよろしいのですか。

○総務課長（小玉正司君） 昨年そういうことで直してございませぬ、あと今ボイラーを点検して、4月には入れる予定と考えています。

○4番（本間鉄男君） これは、水漏れだとかそういうときに一応町でもって保険で直したということであつたらぬほうで受け取ってよろしいのでしようか。

○総務課長（小玉正司君） いや、保険は使つてございませぬ。

○4番（本間鉄男君） 一般的にはよく火災だとか何かでも保険使つていたのですけれども、これ町の共済ということで保険入つていたのでしようけれども、一般家庭であると水回りだとかそういう部分では保険が、損害保険では大概適用になるということなのではございませぬ、共済とかそういうものには一切そういうこと、水漏れ、水回り、その辺のことは関係ないのですか、

○総務課長（小玉正司君） まず、共済だからとかそういうことではなくて、今回の件は恐らく老

朽化というか、そういうことが原因だと思いますので、保険は適用外だと考えています。

○4番（本間鉄男君） これは保険の適用外と、私も民間の保険を掛けて、わからないのだけれども、保険を掛けているうちは、古くなったから適用外という、そういう感覚がちょっとわからないのです。だから、我々も40年、50年の建物を持っていても結局それに対する保険というものは価値としては下がってくるよということは保険屋さんから言われて、例えば簡単に言うと丸焼けになってもそれだけは出ませんよというような、資産価値が下がってくるという捉え方していたのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○総務課長（小玉正司君） 保険ですけれども、家の価値というよりも災害をこうむった原因が自分たちの管理、要するに自然災害とかそういうことではないと、そういうことで保険は適用にならないというふうに理解しております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、一般住宅でそこに住んでいる方々が何例かぼやを起こしてどうのこうのという場合にそれを請求したとかということがあるのでしょうかけれども、そしたら今回の水漏れというのはただの水漏れなのか、例えば落とさないでしばれて水漏れしたのか、その辺によっては本人に請求ということもあり得たのかなと思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○総務課長（小玉正司君） 本人出るときは異常なかったと、そのようなことで、出て、あいている間にそういう状況になったと、そういうふうに理解しております。

○4番（本間鉄男君） 今の質問はこの辺でとりあえずやめておきますけれども、次にその下に公営住宅の消火器購入ということなのですけれども、去年は火災報知機だとかそういうものを予算計上してやっていましたけれども、今回の公営住宅の消火器購入費というのは具体的に説明をお願いしたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） これは、消防法の改正で、要は今使っているやつが使えなくなるということで、具体的に今公営住宅で設置しているのは新栄団地と清住団地です。消防法で備えなければならない消火器ございます。それが消防法の改正で使えなくなるということで取りかえるものでございます。

○4番（本間鉄男君） これ私たちもよく消火器は持っているのですけれども、消火器って実際に耐用年数がどのぐらいなのかなとかさまざまあるのです。その場所によって大きさがどのぐらいの大きさが適当なのかなということなのですけれども、例えば新栄と清住の新しい住宅の話でないかなと思うのですけれども、こちらは年数でいうと何年ですか、差がありますよね。そういう中で一緒にということは、どちらもとりあえず耐用年数というか、そういうものがあって取りかえるのか、その辺もうちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 消火器の買いかえの件でございますけれども、これ実は総務のほうにも予算のってございます。そして、これが平成11年、法律の改正によりまして、平成4年以前の製品については平成26年3月以降、3年ごとに耐圧性能点検が義務化されたと、この点検料が1本1万円から1万5,000円もすると、そのようなことでございます。そのようなことで、購入した場合、消火器の年数にもよるのですけれども、総務の場合につきましては購入した場合1本4,500円と、点

検料が1万から1万5,000円で新品が4,500円と、全くおかしい現象でございませけれども、そのよ
うなことを踏まえて総務のほうでも消火器90本程度買う予定でございます。

○7番（木村輔宏君） 1つだけ聞きたい。リフォームの件ですけれども、さっき委員長が簡素に
と言ったけれども、もっと詳しく教えてほしいくらい。ということは、それはそれといたしまして、
これ5月に出すとすれば、もっと詳しくというか、例えば200万の課税の収入の方というと実際には
どのくらいの収入があれば200万という対象になるのか、それから例えば住宅を借りているけれど
も、自分たちの中で例えば風呂を直したいよというような人も対象になるのか、そういう基準とい
うものを5月なら5月までに一般町民とか我々にわかりやすく説明してくれるのか、でないと我々
自体がリフォームする人たちに対して説明ができないと思うのです。

○建設水道課長（本間好晴君） そういう町民にわかりやすいようなチラシは作成してお配りをし
たいと思います。それから、実際に登録された事業者の方々が自分の利益にといいいますか、還元さ
れるものですので、そういった方々がPRというのか、今度そういう制度ができたから、母さん、
どうだい、やらないかいと、そういった勧誘的なことで浸透していくのかなというふうに思ってお
りますので、そういった方々の協力も得ながら周知を図っていききたいというふうに思っております。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、ただいま一般会計歳出予算、第8款の土木費まで審
議が終わりました。

◎延会の議決

○委員長（鶴谷啓一君） 審議途中ではございませますが、本日の会議はこれにて延会したいと思いま
すが、ご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたしますことに決しました。

なお、明日の委員会は10時から開催いたしますので、皆さんよろしく願いたします。

◎延会の宣告

○委員長（鶴谷啓一君） 本日はどうもご苦労さまでした。

延会 午後 3時54分